

宮城県
七ヶ宿町地域防災計画

平成 22 年 3 月

七ヶ宿町防災会議

七ヶ宿町地域防災計画 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的と構成	2
第1 計画の目的	2
第2 計画の構成	2
第3 計画の修正	2
第4 他の法令に基づく計画との関係	3
第5 計画の習熟等	3
第6 計画の樹立・推進における留意点	3
第2節 各機関の役割と業務大綱	4
第1 防災会議及び災害対策本部	4
第2 各機関の役割	5
第3 防災機関の業務大綱	6
第3節 町の概況	13
第1 位置	13
第2 地勢	13
第3 河川及び湖沼	13
第4 断層	13
第5 土地利用	14
第6 気象	14
第7 人口	14
第8 産業	14
第9 交通	15
第4節 災害履歴	16
第1 風水害	16
第2 地震災害	16
第3 土砂災害	17
第4 火山災害	17
第5 林野火災	17
第6 大規模火災	17
第7 その他の災害	17
第5節 被害想定等	18
第1 風水害	18
第2 地震災害	18
第3 土砂災害	18
第4 火山災害	19

第2章	災害予防計画	20
第1節	土砂災害予防対策の推進	22
第1	土砂災害危険箇所の調査・把握（総務課・建設課）	22
第2	土砂災害警戒区域等の公表（総務課・建設課）	22
第3	避難勧告等の発令基準（総務課）	22
第4	情報の収集及び伝達体制（総務課）	22
第5	急傾斜崩壊対策の推進（建設課）	23
第6	砂防設備の整備（建設課）	23
第7	治山対策の推進（建設課・産業振興課）	23
第8	孤立集落対策の推進（建設課）	23
第2節	水害予防対策の推進	24
第1	河川改修整備の推進（建設課）	24
第2	土砂流入の防止（建設課）	24
第3	ダムの安全確保（建設課）	24
第4	危険箇所の調査・周知（総務課・産業振興課）	24
第5	保安林改良事業（産業振興課）	24
第6	農業用河川工作物（産業振興課）	24
第7	河川管理施設（建設課）	24
第3節	火災予防対策の推進	25
第1	予防査察・指導の強化（消防本部）	25
第2	火気使用設備・器具の安全化（総務課・消防本部）	25
第3	防火思想の普及（総務課・消防本部）	25
第4	防火団体の育成・支援（総務課・消防本部）	25
第4節	林野火災予防対策の推進	26
第1	広報周知活動の徹底（総務課・消防本部）	26
第2	防火思想の普及（総務課・消防本部）	26
第3	山火事防止強化月間の設定（総務課・消防本部）	26
第4	森林等の管理・整備（総務課・産業振興課）	26
第5	事前警戒措置（総務課・消防本部）	26
第5節	危険物施設等災害予防対策の推進	27
第1	危険物施設（総務課・消防本部）	27
第2	高圧ガス施設（総務課・消防本部）	27
第3	火薬類施設等（総務課・消防本部）	27
第4	毒物・劇物施設（総務課・消防本部）	28
第5	施設等の安全対策の強化（総務課・消防本部）	28
第6節	雪害予防対策の推進	29
第1	道路の除雪（建設課）	29
第2	凍結防止対策（建設課）	29
第3	広報・連絡（総務課・建設課）	29
第4	雪崩危険箇所の周知（総務課・建設課）	29

第5	建物の除雪（総務課・建設課）	29
第6	避難所体制の整備	30
第7	スキー場利用客対策	30
第7節	農林水産業災害予防対策	31
第1	農作物対策（産業振興課）	31
第2	林業対策（産業振興課）	31
第3	畜産対策（産業振興課）	31
第4	農地・農業対策（産業振興課）	31
第5	集落の安全対策（産業振興課）	32
第8節	建築物等の安全化	33
第1	住宅地の安全化（建設課）	33
第2	公共施設の安全化（建設課）	33
第3	住宅・建築物の安全化（建設課）	33
第4	倒壊・落下の防止（総務課）	33
第5	屋内の安全性の向上（総務課）	33
第6	文化財の防災対策（教育委員会）	34
第9節	道路施設等の安全化	35
第1	道路の安全対策（道路管理者）	35
第2	橋りょう・トンネルの安全対策（道路管理者）	35
第3	道路附属施設の安全対策（道路管理者）	35
第4	復旧体制の整備（道路管理者）	35
第5	利用者への普及啓発活動（道路管理者）	35
第10節	ライフライン施設等の安全化	36
第1	水道施設（建設課）	36
第2	下水道施設（建設課）	36
第3	電力施設（東北電力(株)）	37
第4	液化石油ガス施設（(社)宮城県エルピーガス協会）	37
第5	通信・電話施設（東日本電信電話(株)）	37
第11節	情報通信連絡網の整備	38
第1	気象観測施設の整備（総務課）	38
第2	防災行政無線の拡充（総務課）	38
第3	災害時の情報通信網の拡充（総務課）	38
第4	職員参集等防災システムの整備（総務課）	38
第5	地域住民に対する通信手段の整備（総務課）	39
第12節	職員の配備体制の強化	40
第1	配備体制の明確化（総務課）	40
第2	職員参集手段等の検討（総務課）	40
第3	マニュアル等の整備（総務課）	40
第4	資機材の整備（総務課）	40
第5	訓練の実施（総務課）	40

第6	防災関係機関の配備体制強化（総務課）	40
第13節	防災拠点等の整備	41
第1	防災拠点の指定（総務課）	41
第2	防災拠点の整備（総務課）	41
第3	代替施設の検討（総務課）	41
第14節	相互応援体制の整備	42
第1	県内全市町村間の連携強化（総務課）	42
第2	市町村との相互応援（総務課）	42
第3	公共的団体・民間事業者等との応援協定（総務課・産業振興課）	42
第15節	消防・水防体制の整備	43
第1	初期消火体制の強化（総務課・消防本部）	43
第2	消防体制の強化（消防本部）	43
第3	消防（水防）資機材の整備（消防本部）	43
第4	消防（水防）団の育成（消防本部・消防団）	44
第5	消防水利の整備（消防本部）	44
第16節	医療救護体制の整備	45
第1	医療救護活動体制の整備（総務課・保健福祉課・医師会）	45
第2	広域医療体制の整備（総務課・保健福祉課・医師会）	45
第3	医薬品、医療資機材の整備（総務課・保健福祉課・医師会）	45
第4	搬送体制の確立（総務課・保健福祉課・消防本部）	46
第5	応急手当の普及（総務課・保健福祉課・消防本部）	46
第6	日本赤十字社宮城県支部の体制（日本赤十字社宮城県支部）	46
第17節	緊急輸送体制の整備	47
第1	緊急輸送道路の確保（総務課・建設課）	47
第2	交通規制等交通管理体制の整備（白石警察署）	47
第3	緊急輸送体制の整備（総務課・建設課・産業振興課）	47
第18節	避難収容体制の整備	48
第1	避難場所の確保（総務課）	48
第2	避難所の確保（総務課）	48
第3	避難所の整備・管理（総務課）	49
第4	避難路の確保（総務課）	49
第5	避難計画の整備（施設管理者）	49
第6	避難誘導体制の整備（総務課）	49
第7	避難に関する広報（総務課）	50
第8	応急仮設住宅対策（総務課）	50
第19節	食料・飲料水及び生活物資の確保	51
第1	飲料水・食料・生活物資の備蓄（総務課）	51
第2	応急給水体制の整備（総務課・建設課）	51
第3	飲料水・食料・生活物資の確保体制の強化（総務課・産業振興課）	51
第4	住民による備蓄の啓発（総務課）	51

第 20 節	廃棄物処理体制の整備	52
第 1 節	体制・資機材の整備（総務課）	52
第 2 節	応援体制の整備（総務課・建設課）	52
第 3 節	仮設トイレの整備（総務課・建設課）	52
第 21 節	自主防災組織等の育成	53
第 1 節	自主防災組織の設置（総務課）	53
第 2 節	自主防災組織の連携強化（総務課）	53
第 3 節	自主防災リーダーの育成（総務課）	53
第 4 節	資機材の整備（総務課）	53
第 5 節	自主防災組織の活動（総務課）	54
第 6 節	企業等の防災組織の整備（総務課・産業振興課）	54
第 22 節	ボランティアの受入れ体制の整備	55
第 1 節	ボランティアの役割（総務課・保健センター）	55
第 2 節	一般ボランティアの受入体制の整備（総務課・保健センター）	55
第 3 節	ボランティアコーディネーターの養成（総務課・保健センター）	55
第 4 節	ボランティア受け入れ拠点の整備（総務課・保健センター）	55
第 23 節	災害時要援護者・外国人対策の強化	56
第 1 節	社会福祉施設の安全対策（保健福祉課・施設管理者）	56
第 2 節	在宅の災害時要援護者の災害予防対策（総務課・保健福祉課）	56
第 3 節	外国人支援対策（総務課・保健福祉課）	56
第 4 節	旅行者への対策（総務課・産業振興課）	57
第 24 節	防災訓練の実施	58
第 1 節	総合防災訓練の実施（総務課）	58
第 2 節	防災関係機関の防災訓練（総務課）	58
第 3 節	通信関係機関の非常通信訓練（総務課）	58
第 4 節	訓練結果の検討（総務課）	59
第 25 節	防災知識の普及	60
第 1 節	町職員に対する防災知識の普及（総務課）	60
第 2 節	住民に対する防災知識の普及（総務課）	60
第 3 節	要援護者等に対する防災知識の普及（総務課）	60
第 4 節	学校等教育機関における防災教育（総務課）	61
第 3 章	災害応急対策計画	62
第 1 節	活動体制の確立	64
第 1 節	町職員の配備体制（全班）	64
第 2 節	配備の決定（総務班）	65
第 3 節	職員の動員（全班）	65
第 4 節	動員の報告（総務班）	66
第 5 節	消防本部の動員（消防本部）	66
第 6 節	消防団の動員（総務班・消防団）	66

第2節	災害対策本部の設置等	67
第1	警戒本部の設置（全班）	67
第2	災害対策本部の設置（全班）	67
第3	実施責任者（総務班）	68
第4	災害対策本部の組織及び所掌事務（全班）	68
第6	本部員会議の開催（総務班・全班）	72
第7	現地災害対策本部の設置（総務班・全班）	72
第8	防災関係機関との連携（総務班・全班）	72
第9	災害対策本部の廃止（総務班・全班）	72
第3節	情報の収集・伝達	73
第1	気象・地震情報の伝達（総務班）	73
第2	災害情報収集・伝達（総務班）	74
第3	通信・放送施設の確保（総務班・消防本部・警察署）	74
第4節	災害広報活動	76
第1	広報活動の実施（総務班）	76
第2	広報手段の確保（総務班）	77
第3	防災関係機関の広報（警察、その他）	77
第5節	災害救助法の適用	78
第1	災害救助法の適用基準（総務班）	78
第2	災害救助法の適用手続（総務班）	78
第3	救助の種類（総務班）	79
第4	救助の実施の委任（総務班）	79
第6節	相互応援活動	80
第1	市町村間の相互応援活動（総務班）	80
第2	消防機関の相互応援活動（総務班）	81
第3	緊急消防援助隊の応援活動（総務班）	81
第4	地域内の防災関係機関の応援協力（総務班）	81
第5	広域緊急援助隊の応援活動（白石警察署）	81
第7節	自衛隊の災害派遣	82
第1	災害派遣の要請（総務班）	82
第2	災害派遣部隊の活動内容（総務班）	82
第3	派遣部隊の受入体制（総務班）	84
第4	派遣部隊の撤収（総務班）	85
第5	経費の負担（総務班・出納班）	85
第8節	避難・誘導対策	86
第1	避難の準備情報の提供、勧告または指示等（総務班）	86
第2	避難誘導（税務班・保健福祉班・警察署・消防団）	87
第3	避難所の開設及び運営（税務班・保健福祉班・自主防災組織）	88
第9節	救急・救助活動	90
第1	町の活動（保健福祉班）	90

第2	消防機関の活動（消防本部・消防団）	90
第3	警察活動（白石警察署、駐在所）	91
第4	住民及び自主防災組織等の活動（自主防災組織）	91
第5	緊急消防援助隊の応援活動	91
第10節	医療救護活動	93
第1	医療救護班の編成（保健福祉班・保健センター班）	93
第2	医療救護所の設置（保健福祉班・保健センター班）	93
第3	医療救護活動の実施（保健福祉班・保健センター班）	93
第4	医薬品等の調達（保健福祉班・保健センター班）	93
第5	負傷者の搬送（保健福祉班・保健センター班）	94
第6	医療活動に関する広報（保健福祉班・保健センター班）	94
第11節	消防活動	95
第1	消火活動の基本（消防本部・消防団）	95
第2	消防本部の活動（消防本部）	95
第3	消防団の活動（消防団）	96
第4	事業所の活動（事業所）	97
第5	自主防災組織の活動（自主防災組織）	97
第6	住民の活動（住民）	97
第12節	食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	98
第1	食料（産業振興班・保健福祉班）	98
第2	飲料水（建設班）	99
第3	生活必需品（産業振興班・保健福祉班）	100
第4	義援物資の受入れ・配分（産業振興班・保健福祉班）	101
第13節	交通・輸送活動	102
第1	緊急輸送の実施（総務班）	102
第2	車両等の確保（総務班・産業振興班・建設班）	102
第3	受け入れ態勢の整備（総務班）	102
第4	交通規制（警察署・建設班）	103
第5	緊急車両の確認（総務班）	103
第6	自動車運転者への周知	103
第7	障害物の除去（建設班）	104
第8	ヘリコプターによる搬送（総務班）	104
第14節	公共土木施設等の応急復旧	105
第1	道路施設（建設班）	105
第2	河川管理施設（建設班）	105
第3	砂防・地すべり・治山関係施設（建設班）	106
第4	ダム施設（建設班）	106
第5	公園施設（産業振興班）	106
第6	農地・農業施設（産業振興班）	106
第7	廃棄物処理施設（保健福祉班）	106

第 15 節	ライフライン施設等の応急復旧	107
第 1	水道施設（建設班）	107
第 2	公共下水道施設（建設班）	107
第 3	電力施設（電力事業者）	108
第 4	ガス施設（ガス事業者）	109
第 5	電信・電話施設（電気通信事業者）	110
第 16 節	応急住宅等の確保	111
第 1	応急仮設住宅の建設（建設班）	111
第 2	建築資材の調達（建設班）	111
第 3	対象者及び入居予定者の選定（建設班）	111
第 4	公営住宅の活用等（建設班）	111
第 5	住宅の応急修理（建設班）	112
第 6	災害時要援護者への対策（建設班）	112
第 17 節	ボランティア活動	113
第 1	災害ボランティアセンターの設置（保健福祉班）	113
第 2	一般ボランティアとの連携（保健福祉班）	114
第 3	専門ボランティアとの連携（保健福祉班）	114
第 18 節	災害時要援護者・外国人対策	115
第 1	高齢者・障害者等への対策（保健福祉班）	115
第 2	外国人支援対策（保健福祉班）	116
第 3	旅行者への対策（産業振興班）	116
第 19 節	防疫・保健衛生活動	117
第 1	防疫活動の実施（保健福祉課・保健センター）	117
第 2	支援の要請（保健福祉課・保健センター）	117
第 3	防疫用資器材等の確保（保健福祉課・保健センター）	117
第 4	避難所における防疫措置（保健福祉課・保健センター）	117
第 5	保健衛生活動の実施（保健福祉課・保健センター）	117
第 6	健康調査・健康相談（保健福祉課・保健センター）	118
第 7	メンタルヘルスケア（保健福祉課・保健センター）	118
第 8	栄養調査・栄養相談（保健福祉課・保健センター）	118
第 9	食品衛生活動（保健福祉課・保健センター）	118
第 20 節	愛玩動物の収容対策	119
第 1	被災地域における動物の保護（保健福祉班）	119
第 2	避難所における動物の適正な飼育（保健福祉班）	119
第 21 節	死体等の捜索・処理・埋葬	120
第 1	死体等の捜索（保健福祉班・警察署・消防本部・消防団）	120
第 2	死体の検視（死体見分）・収容及び処理（保健福祉班・警察署）	120
第 3	死体の火葬・埋葬（保健福祉班）	120
第 22 節	廃棄物処理活動	121
第 1	被害状況の把握（建設班・保健福祉班）	121

第2	支援の要請（建設班・保健福祉班）	121
第3	ごみ処理（建設班・保健福祉班）	121
第4	災害廃棄物（建設班・保健福祉班）	121
第5	し尿処理（建設班・保健福祉班）	121
第6	事業者の処理責務（事業所）	121
第23節	教育活動	122
第1	避難措置（教育班・学校長）	122
第2	学校施設等の応急措置（教育班・学校長）	122
第3	教育の実施（教育班・学校長）	122
第4	学用品等の調達（教育班・学校長）	123
第5	給食（教育班・学校長）	123
第6	避難場所・避難所になった場合の措置（教育班・学校長）	123
第7	災害応急対策への生徒の協力（教育班・学校長）	124
第8	文化財の応急措置（教育班・学校長）	124
第24節	防災資機材及び労働力の確保	125
第1	緊急使用のための調達	125
第2	労働者の確保	125
第3	応援要請による技術者等の動員	125
第4	従事命令等による応急措置の業務	126
第5	労働の配分	127
第25節	応急公用負担等の実施	128
第1	応急公用負担等の権限（総務班・消防本部・消防団・警察署・自衛隊）	128
第2	公用令書の交付（総務班）	129
第3	損失補償及び損害補償等（総務班）	130
第26節	農林業の応急対策	131
第1	農業（産業振興班・農業委員会班）	131
第2	林業（産業振興班・農業委員会班）	132
第27節	相談活動	133
第1	町の相談活動の内容（総務班・保健福祉班・保健センター班）	133
第2	相談窓口の設置（総務班・保健福祉班・保健センター班）	133
第28節	社会秩序の維持活動	134
第1	物価の監視	134
第2	警備活動の実施	134
第4章	風水害応急対策計画	136
第1節	活動体制の確立	138
第2節	その他の応急対策	139
第5章	震災応急対策計画	140
第1節	活動体制の確立	142

第2節	その他応急対策	143
第6章	その他災害・事故応急対策計画	144
第1節	林野火災応急対策	146
第1	林野火災の警戒	146
第2	避難誘導	146
第3	火災通報及び連絡	146
第4	消防隊の編成及び出動	146
第5	現地指揮本部の開設	147
第6	相互応援協定及び広域消防応援による要請	147
第7	自衛隊の災害派遣要請	147
第8	災害対策本部の設置	147
第9	消火方法	147
第10	二次災害の防災活動	147
第2節	火山災害応急対策	148
第1	配備体制の確立	148
第2	情報の収集伝達	148
第3	警戒区域の設定・避難勧告・避難指示	148
第4	入山規制の実施	148
第5	交通規制の実施	149
第3節	危険物等災害応急対策	150
第1	危険物施設	150
第2	高圧ガス施設	150
第4節	航空事故応急対策	151
第1	事故の通報	151
第2	避難誘導	151
第3	消火活動	151
第4	救助活動	151
第5	死体等の捜索・収容	151
第6	災害対策本部の設置	152
第5節	道路災害応急対策	153
第1	被災状況等の把握	153
第2	負傷者の救助・救出	153
第3	交通の確保及び緊急輸送体制の確保	153
第4	二次災害の防止対策	153
第7章	災害復旧・復興計画	154
第1節	災害復旧・復興計画	156
第1	災害復旧計画の策定・実施	156
第2	災害復興計画の策定・実施	157

第2節	生活再建支援	158
第1	被災者生活再建支援制度	158
第2	居住安定支援制度	159
第3	資金の貸付け	160
第4	生活保護	160
第5	その他救済制度	161
第6	り災証明の発行	161
第7	税負担等の軽減	161
第8	応急金融対策	162
第9	雇用対策	163
第3節	住宅復旧支援	164
第1	一般住宅復興資金の確保	164
第2	住宅の建設等	164
第4節	産業復興の支援	165
第1	中小企業金融対策	165
第2	農林業金融対策	165
第5節	都市基盤の復興対策	166
第1	想定される計画内容例	166
第6節	義援金の受入れ・配分	167
第1	受け入れ窓口の決定	167
第2	受入及び管理	167
第3	配分	167
第7節	激甚災害の指定	168
第1	激甚災害の調査	168
第2	激甚災害指定の手続き	168
第3	特別財政援助の交付（申請）手続き	168
第4	激甚災害に係る財政援助	168
第8章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	170
第1節	総則	172
第1	推進計画の目的	172
第2	防災関係機関が行う事務または業務の大綱	172
第2節	災害対策本部等の設置等	173
第1	災害対策本部等の設置	173
第2	災害対策本部等の組織及び運営	173
第3	災害応急対策要員の参集	173
第3節	地震発生時の応急対策等	174
第1	情報の収集・伝達	174
第2	施設の緊急点検・巡視等	174
第3	二次災害の防止	174

第4	救助・救急・消火・医療活動	174
第5	物資調達	174
第6	輸送活動	174
第7	保健衛生・防疫活動	175
第8	物資・資機材の手配	175
第9	人員の配備手配	175
第10	他機関に対する応援要請	175
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	176
第1	建築物・構造物等の耐震化	176
第2	避難地の整備	176
第3	避難路の整備	176
第4	消防用施設の整備	176
第5	緊急輸送を確保するため必要な道路の整備	176
第6	通信施設の整備	176
第5節	防災訓練計画	177
第1	防災訓練に関する指導・助言	177
第2	実践的な訓練の実施	177
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	178
第1	町職員に対する教育	178
第2	住民等に対する教育・広報	178
第3	児童・生徒等に対する教育・広報	178
第4	防災上重要な施設管理者に対する教育・広報	179
第5	自動車運転者に対する教育・広報	179
第6	相談窓口の設置	179

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的と構成

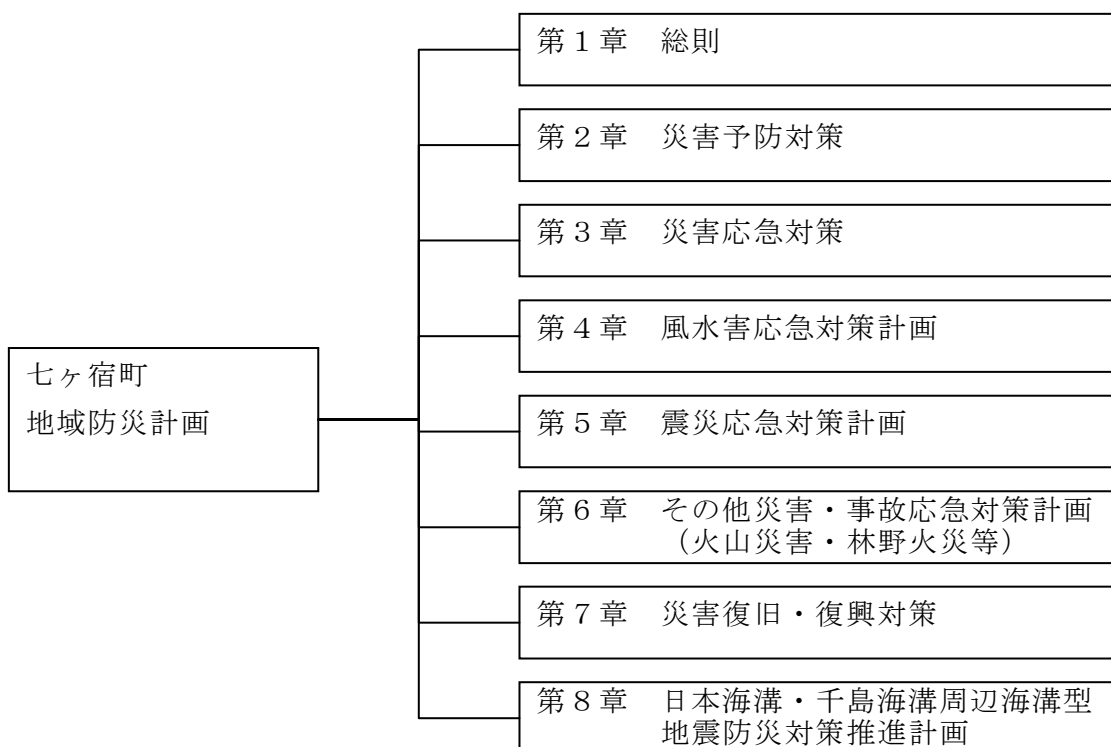
第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、七ヶ宿町防災会議が作成する計画であり、七ヶ宿町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が、その有する全機能を有効に発揮して、町の地域における大規模災害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は大規模な災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模な災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処するものとする。

第 2 計画の構成

本計画の構成は次のとおりとする。「第 3 章災害応急対策」においては、災害時の応急対策の全般について定め、「第 4 章風水害応急対策計画」、「第 5 章震災応急対策計画」、「第 6 章その他災害・事故応急対策計画」においてはそれぞれの災害に対応するための活動体制や情報の収集体制を定める。



第 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、町の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、他の計画において町の防災に関連する計画は、防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画はもとより、本計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

第5 計画の習熟等

町及び防災関係機関等の職員は、日頃から本計画の趣旨を尊重し、調査研究及び訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く町民に対し周知徹底を図るよう努める。

第6 計画の樹立・推進における留意点

本計画の樹立・推進においては、次の点に留意するものとする。

- ・災害時における被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水事業を推進する。
- ・災害時の被害の軽減、円滑な防災活動の遂行を図るため、防災施設、設備及び物資の整備、備蓄を推進する。
- ・災害時の応急対策活動の中心となる町の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、配備体制等を明確にし、町の防災体制の強化を図る。
- ・大規模な災害時は、防災関係機関相互の協力が不可欠であるため、災害時に円滑に協力が図れるよう、応援協力体制の連携の強化を図る。
- ・災害時においては、地域住民の自発的な活動が不可欠となるため、地域の有する機能が十分発揮されるよう、自主防災体制の確立を図る。
- ・住民、職員に対し、本計画の内容はもとより、災害及び防災に関する知識の周知徹底及び意識の向上を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

第1 防災会議及び災害対策本部

防災、災害応急対策活動における中心的な役割を担う七ヶ宿町防災会議、七ヶ宿町災害対策本部は次のとおりである。

1 七ヶ宿町防災会議

七ヶ宿町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく七ヶ宿町防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を行うことを所掌事務とする。

【資料 1-1】 七ヶ宿町防災会議条例

【資料 1-2】 七ヶ宿町防災会議規程

【資料 1-3】 七ヶ宿町防災会議事務処理要項

【資料 1-4】 七ヶ宿町防災会議構成員

2 七ヶ宿町災害対策本部

町内において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

【資料 3-1】 七ヶ宿町災害対策本部条例

【資料 3-2】 七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

【資料 3-3】 七ヶ宿町災害対策本部活動要領

第2 各機関の役割

七ヶ宿町、消防機関、県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地域住民の役割は次のとおりである。

1 七ヶ宿町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一義的責任として、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

町消防団及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、消防法に基づく消防活動を実施する。

3 県の機関

県は、自ら防災活動を実施し、町や指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう業務に協力する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるように業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、町、県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

7 地域住民

地域住民は、「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害・防災に関する知識の習熟を図り、地域・家庭・職場等で災害から身を守るため、防災対策に積極的に取り組み、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

第3 防災機関の業務大綱

各防災機関の業務の大綱は次のとおりである。

1 町の機関

(1)七ヶ宿町

- ・七ヶ宿町防災会議、災害対策本部の事務に関する事。
- ・防災に関する組織の整備、自主防災組織の育成・指導に関する事。
- ・防災に関する施設、設備の整備に関する事。
- ・防災訓練、防災教育、広報の実施に関する事。
- ・災害情報の収集、伝達、広報、被害状況の調査、県への報告に関する事。
- ・避難の指示・勧告、避難所の開設に関する事。
- ・避難対策に関する事。
- ・消防・水防活動等の防災対策の実施に関する事。
- ・被災者に対する救助、救護、医療、復興援助に関する事。
- ・水、食料、その他物資の備蓄、確保に関する事。
- ・清掃、防疫、その他保健衛生の実施に関する事。
- ・危険物施設等の保安対策、災害発生時における被害の拡大防止に関する事。
- ・自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備に関する事。
- ・被災宅地、建築物の危険度判定業務に関する事務に関する事。
- ・その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置に関する事。
- ・防災に関する調査研究、対策の検討に関する事。

(2)七ヶ宿町教育委員会

- ・町立学校施設の災害対策に関する事。
- ・町立学校児童生徒の安全対策に関する事。
- ・町立学校教育活動の応急対策に関する事。
- ・社会教育施設、社会体育施設の災害対策に関する事。
- ・避難所の開設の支援に関する事。

2 事務組合等

(1)仙南地域広域行政事務組合（消防本部）

- ・消防計画の策定に関する事。
- ・災害情報等の収集、広報に関する事。
- ・災害の防ぎよ、警戒、鎮圧に関する事。
- ・要救助被災者の救出、救助に関する事。
- ・傷病者の救出、搬送に関する事。
- ・危険物の保安、応急対策に関する事。
- ・その他災害対策上必要と認める事務、業務に関する事。

(2) 仙南地域広域行政事務組合（角田衛生センター）

- ・災害時における一般廃棄物（ごみ）の処理に関する事。
- ・災害時におけるし尿及に関する事。

(3) 仙南地域広域行政事務組合（仙南リサイクルセンター）

- ・災害時における粗大ごみ、資源ごみのリサイクル処理に関する事。

3 県の機関

(1) 宮城県

- ・宮城県防災会議の事務に関する事。
- ・宮城県災害対策本部の事務に関する事。
- ・防災に関する施設、設備の整備に関する事。
- ・通信体制の整備、強化に関する事。
- ・防災訓練、防災上必要な教育、広報の実施に関する事。
- ・情報の収集、伝達、広報に関する事。
- ・自衛隊への災害派遣要請に関する事。
- ・防災に関する物資、資機材の備蓄、供給の促進に関する事。
- ・公共施設等の防災措置に関する事。
- ・交通、緊急輸送の確保に関する事。
- ・災害救助に関する物資の備蓄、整備、被災者に対する救助、救護、救援に関する事。
- ・火薬類、高圧ガス、危険物施設等の保安対策、被害の拡大防止に関する事。
- ・保健衛生、文教対策に関する事。
- ・自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備に関する事。
- ・市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務、業務の調整に関する事。
- ・被災宅地危険度判定事務の支援に関する事。
- ・被災建築物の応急危険度判定業務の支援に関する事。
- ・その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置に関する事。

(2) 大河原地方振興事務所

- ・災害予防、災害応急対策等の通信情報対策に関する事。
- ・町が実施する災害予防、災害応急対策等業務の連絡調整に関する事。
- ・農業災害における自作農維持資金（災害分）の融資事務に関する事。
- ・農林災害における農林金融対策に関する事。
- ・食料対策に関する事。
- ・農業施設の災害予防、災害復旧指導及び災害復旧工事の施工に関する事。
- ・その他県が行うべき災害予防、災害応急対策等に関する事。

(3) 仙南保健福祉事務所

- ・ 災害救助法に基づく救助事務に関すること。
- ・ その他生活福祉対策に関すること。

(4) 大河原土木事務所

- ・ 所管する土木施設、河川の防災対策、復旧対策に関すること。
- ・ その他県の所管する土木施設、河川の防災対策、復旧対策に関すること。
- ・ 地すべり等危険箇所の情報収集、予防措置、災害復旧工事の施工に関すること。
- ・ 市町村に対する災害復旧の技術指導、支援に関すること。
- ・ 被害状況の連絡、災害復旧に関する情報提供に関すること。

(5) 大河原教育事務所

- ・ 被害状況の連絡、災害復旧に関する情報提供に関すること。
- ・ 児童、生徒、教員の避難状況の報告に関すること。
- ・ その他大河原教育事務所が所管する防災に関すること。

(6) 白石警察署

- ・ 災害情報の収集伝達に関すること。
- ・ 被災者の救出、救護に関すること。
- ・ 被災者等の避難誘導に関すること。
- ・ 死者、行方不明者の捜索及び検視に関すること。
- ・ 災害危険箇所の警戒に関すること。
- ・ 被災地・避難所の警戒に関すること。
- ・ 緊急通行路の確保に関すること。
- ・ 交通規制及び交通秩序に関すること。
- ・ 被災者等への広報に関すること。
- ・ 警察通信の確保と応急対策に関すること。
- ・ 防災関係機関との相互協力に関すること。

4 指定地方行政機関

(1) 東北財務局

- ・ 金融機関等に対する緊急措置の指導に関すること。
- ・ 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の手続きに関すること。
- ・ 地方公共団体の災害復旧事業に関する財政融資資金、地方資金の貸付けに関すること。
- ・ 地方公共団体が応急措置の用に供する普通財産の無償貸付けに関すること。

(2) 東北厚生局

- ・ 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- ・ 関係職員の派遣に関すること。
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ その他厚生局が所管する防災に係る事務、業務に関すること。

(3) 東北農政局

- ・ 農地、農業用施設等に対する防災対策、指導、災害復旧計画の策定、災害復旧事業の指導に関すること。
- ・ 災害時における食料品、営農資材、家畜飼料等の供給対策、病虫害防除の指導に関すること。
- ・ 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付け、指導に関すること。
- ・ 災害時における主要食糧等の需給対策に関すること。
- ・ その他農政局が所管する防災に係る事務、業務に関すること。

(4) 東北森林管理局

- ・ 森林、治山による災害の防止に関すること。
- ・ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備、その防災管理に関すること。
- ・ 山火事防止対策に関すること。
- ・ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
- ・ 林道の適正な管理に関すること。
- ・ その他森林局が所管する防災に係る事務、業務に関すること。

(5) 東北経済産業局

- ・ 災害時における応急資機材、生活必需物資等の需給、被災商工業者に対する支援に関すること。
- ・ 災害時における物価安定に関すること。
- ・ その他経済産業局が所管する防災に係る事務、業務に関すること。

(6) 関東東北産業保安監督部東北支部

- ・ 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス、電気施設等の保安対策、応急復旧対策に関すること。
- ・ その他関東東北産業保安監督部東北支部が所管する防災に係る事務、業務に関すること。

(7) 東北運輸局

- ・ 鉄道、専用鉄道等の安全確保、道路輸送対策に関すること。
- ・ 災害時における輸送用車両、応急輸送のあっせん、確保に関すること。

(8) 仙台管区気象台

- ・気象、地象、水象の観測及び防災気象情報に関すること。
- ・観測施設の整備、維持、観測資料等の収集、整理に関すること。
- ・情報処理、通信システムの整備、充実にに関すること。
- ・防災気象情報の発表、伝達体制の構築に関すること。

(9) 東北総合通信局

- ・放送、通信設備の耐災性確保の指導に関すること。
- ・災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備に関すること。
- ・通信システムの被災状況等の把握、災害時における通信の確保に関すること。
- ・非常通信に関すること。
- ・その他総合通信局が所管する防災に係る事務または業務に関すること。

(10) 宮城労働局

- ・工場、事業所における労働災害防止の監督指導に関すること。
- ・労働者の被害状況の調査、復旧作業による二次災害防止の監督指導に関すること。
- ・地すべり危険箇所、崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査の強化、着工後の労働災害防止の監督指導に関すること。
- ・被災労働者の業務上、業務外、通勤途上、通勤途上外の早期認定、労災保険金の迅速支払に関すること。
- ・非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書の処理、過労防止の指導に関すること。

(11) 東北地方整備局

- ・直轄河川の改修、ダム等の計画、工事、維持修繕、その他の管理に関すること。
- ・一般国道指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持、その他の管理に関すること。
- ・直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達等に関すること。
- ・直轄河川、一般国道指定区間の災害応急復旧工事の実施に関すること。
- ・一般国道指定区間の交通確保に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第2施設団・第22普通科連隊）

- ・災害発生時における人命救助のための活動に関すること。
- ・災害発生時の被害拡大防止のための救護活動の支援に関すること。
- ・必要により、災害時における応急復旧活動の支援に関すること。
- ・被災者の応急生活の支援に関すること。
- ・災害対策本部活動に対する指導・助言に関すること。

6 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社（宮城支店）

- ・電気通信事業用通信施設の安全確保に関すること。
- ・気象情報の伝達に関すること。
- ・災害時における通信ふくそう対策及び重要通信確保に関すること。
- ・その他東日本電信電話会社が行う防災に係る事務または業務に関すること。
- ・被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供に関すること。

(2) 東北電力株式会社（白石営業所）

- ・電力供給施設の防災管理に関すること。
- ・災害時における電力供給の確保に関すること。
- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- ・その他電力会社が行う防災に係る事務または業務に関すること。
- ・被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供に関すること。

(3) 日本赤十字社宮城県支部

- ・医療救護に関すること。
- ・救援物資の備蓄及び配分に関すること。
- ・災害時の血液製剤の供給に関すること。
- ・義援金の募集・配分及び赤十字救援物資の備蓄・配分に関すること。
- ・その他災害救護に必要な業務に関すること。

(4) 郵便事業株式会社東北支社及び郵便局株式会社東北支社

- ・災害時における会社の業務運営の確保に関すること。
- ・災害時における会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
- ・その他郵便局が所管する防災に係る事務または業務に関すること。

(5) 日本放送協会仙台放送局

- ・地震・津波情報、災害情報等の広報に関すること。
- ・その他仙台放送局が行う防災に係る事務または業務に関すること。

7 指定地方公共機関

(1) 株式会社ミヤコーバス（白石営業所）

- ・災害時における緊急避難輸送に関すること。
- ・災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達に関すること。
- ・災害非常時における無線通信による情報の伝達に関すること。
- ・災害に関する情報提供に関すること。

(2) 社団法人宮城県トラック協会（仙南支部）

- ・ 災害時における緊急物資輸送に関すること。
- ・ 復旧資機材等の輸送に関すること。

(3) 各民間放送会社（テレビ放送各社・ラジオ放送各社）

- ・ 地震・津波情報、災害情報等の広報に関すること。
- ・ その他民間放送株式会社が行う防災に係る事務または業務に関すること。

(4) (社)宮城県エルピーガス協会

- ・ 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設

(1) 白石医師会

- ・ 災害時における医療活動に関すること。

(2) セケ宿町社会福祉協議会

- ・ 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。
- ・ 災害時におけるボランティアセンターの設置に関すること。

(3) JAみやぎ仙南農業協同組合セケ宿支店

- ・ 農地、農業用施設に対する防災対策に関すること。
- ・ 農業の被害調査に関すること。
- ・ 災害復旧資金の融資及び資材のあっせんに関すること。

(4) セケ宿町森林組合

- ・ 共同利用施設の災害応急対策、災害復旧に関すること。
- ・ 林業の被害調査に関すること。
- ・ 災害復興資金の融資及び資材のあっせんに関すること。

(5) セケ宿町商工会

- ・ 災害時における生活必需品物資等の需給対策に関すること。
- ・ 商工業の被害調査に関すること。
- ・ 災害復興資金の融資及び資材のあっせんに関すること。

(6) 町内自治会・幼少年消防クラブ・婦人防火クラブ連合会

- ・ 防災対策の支援、協力に関すること。
- ・ 災害時における関係機関が行う応急対策への協力に関すること。

第3節 町の概況

災害等を検討する上で前提条件となる位置、地勢、河川及び湖沼、断層、土地利用、気象、人口の推移、産業、交通は次のとおりである。

第1 位置

本町は宮城県の南西部に位置し、東は白石市、西は山形県高島町、南は福島県福島市、北は山形県上山市及び蔵王町に隣接している。

面積は 263.00km²、役場の所在地は東経 140° 25′、北緯 37° 59′ に位置している。

第2 地勢

本町は奥羽山脈の東斜面に位置し大部分は高原地帯をなし、周囲 91km に及ぶ広大な地域である。北には蔵王連峰を有し、標高 1,817m の屏風岳をはじめ、刈田岳、杉ヶ峰、不忘山等 1,700m 以上の山々が連なっており、町のほぼ中央部にもフスベ山、峠田岳、蛤山等 1,000m を越す山が起立し、全面積の 91% が山地となっている。

本町の地質は、その大部分が新生代・第三紀に形成された旗立層、湯元層等で構成されており、本町西部にあたる干蒲、湯原、稲子周辺の地質は花崗岩類である。

第3 河川及び湖沼

本町には、阿武隈水系の白石川をはじめ、白石川の支流である大深沢川、大梁川、小梁川等、大小 8 の河川、長老湖がある。特に白石川は七ヶ宿ダムに流れ込み仙台市の水がめとなっている。

白石川は自然河岸が多く、河川の整備は遅れている状況である。境沢以東は比較的河床が深いため洪水等の被害は少ないものの、河床の浅い境沢以西においては、農作物の冠水などの被害が発生している。また、白石川の支流横川は、急流で土砂くずれや地すべりが発生する危険性が高い状況である。

第4 断層

「新編日本の活断層」(1991年 活断層研究会編)によると宮城県内の活断層は、活断層である可能性があるものも含め全部で 18 あり、そのうち 10 が確実に活断層であるとされている。

本町の付近には、白石市を縦断する白石断層及び越河断層、蔵王町を縦断する遠刈田―三住断層がある。

活断層位置図



第5 土地利用

本町の平成12年における土地利用は、田274ha、畑355ha、森林24,045ha、原野13ha、水面・河川・水路654ha、宅地105ha、その他582haとなっており、森林が全体の91.4%を占めている。

土地利用の推移は、七ヶ宿ダムの完成に伴い、水面・河川・水路の面積が大きく増加したものの、それ以外では、田、畑が減少し、宅地が増加しているが、それほど大きく変化していない。

【資料2-1】土地利用の推移

第6 気象

本町は、標高220～1,760mの奥羽山脈東南斜面に位置するため、気温は冷涼であり、平成9年4月～平成10年3月の平均気温は9.4℃となっている。冬季は11月下旬から3月下旬まで降雪がある。降雪量は町の西部の方が多く、関地域で80cm、湯原地域で200cmに達することもあり、県内有数の豪雪地域である。

【資料2-2】気象概要

第7 人口

本町の国勢調査による総人口は、平成17年1,871人、世帯数は651世帯となっている。昭和60年から平成17年の20年間で672人(26.4%)減少しており、平成18年4月の65歳以上の高齢化率も41.3%と県内一となっている。

【資料2-3】人口の推移

第8 産業

本町の平成12年における就業者人口は948人と総人口の50.7%となっており、人数、割合ともに減少している。産業別就業者人口は、第1次産業267人(28.2%)、第2次産業259人(27.3%)、第3次産業422人(44.5%)となっており、年々第1次産業が減少し、第3次産業が増加している。

【資料2-4】産業別人口の推移

第9 交通

本町内には、鉄道が敷設されていないものの、隣接している白石市を東北新幹線、東北本線が縦断しており、それぞれ白石蔵王駅、白石駅等があり、多くの人が利用している。また、同様に東北自動車道、国道4号といった広域道路も白石市を縦断しており、本町は比較的交通条件に恵まれており、白石市へのアクセスが非常に重要となっている。

本町の道路網は、国道113号、国道399号、主要地方道上山七ヶ宿線、主要地方道南蔵王七ヶ宿線、主要地方道白石上山線が軸となっている。

本町は山間部に位置するため、土砂災害等による幹線道路の寸断に対する対応が非常に重要である。

第4節 災害履歴

風水害、地震災害、火山災害、大規模火災、その他の災害に関する履歴は次のとおりである。

第1 風水害

本町に被害を及ぼした以降の風水害は以下のとおりである。

発生日時	災害要因	主な被害
1989. 8. 6 (平成元)	台風 13 号	道路、河川等の土木施設に被害が発生

第2 地震災害

宮城県に被害を及ぼした昭和以降の地震災害は以下のとおりである。本町には特に被害は発生していない。

発生日時	名称	M	県内の主な被害
1933. 3. 3 (昭和 8)	三陸地震	8. 1	津波による被害 死者・行方不明 308 人、負傷者 145 人、家屋倒壊 528 棟、流出 950 棟
1960. 5. 23 (昭和 35)	チリ地震津波		津波による被害 死者・行方不明 54 人、負傷者 641 人、建物全壊 977 棟、流失 434 棟
1962. 4. 30 (昭和 37)	宮城県北部地震	6. 5	死者 3 人、負傷者 272 人、住家全壊 340 棟
1978. 6. 12 (昭和 53)	1978 年宮城県沖地震	7. 4	死者 27 人、負傷者 1, 273 人、住家全壊 1, 180 棟
2003. 5. 26 (平成 15)	三陸南地震	7. 1	重軽傷者 64 人、住家半壊 11 棟
2003. 7. 26 (平成 15)	宮城県北部連続地震	6. 4	重軽傷者 675 人、住家全壊 1, 250 棟、半壊 3, 726 棟
2005. 8. 16 (平成 17)	宮城県沖地震	7. 2	重軽傷者 80 人、住家一部損壊 383 棟

第3 土砂災害

平成10年に大原地区柏木山林道において、地滑り等の土砂災害が発生している。

第4 火山災害

宮城県と山形県の県境にある蔵王山は活火山であり、約3万年前に馬の背カルデラが形成され、約3～2千年前に五色岳による火山活動が発生し、約千年前以降は御釜による火山活動が発生している。

近年では、1940（昭和15）年に新噴気孔生成、1990（平成2）年に地震群発といった火山活動が観測されている。

第5 林野火災

昭和52年に滑津地区において、林野火災が発生している。

第6 大規模火災

本町において、毎年1～2件程度の火災が発生しているものの、近年において大規模な火災は発生していない。昭和以降では、昭和33年3月に滑津で火災が発生し11棟が被害に、昭和35年12月に湯原で火災が発生し8棟が被害を受けている。

第7 その他の災害

その他災害としては、昭和63年の異常気象による農作物被害、平成5年の冷夏による農作物被害が発生している。

第5節 被害想定等

風水害、地震災害、火山災害の被害想定は次のとおりである。

第1 風水害

宮城県土砂災害危険箇所によると、横川沿川の長老、横川、大原地区において、湛水域・氾濫区域が予想されている。

第2 地震災害

宮城県は「宮城県沖地震（単独）」、「宮城県沖地震（連動）」、「長町－利府線断層帯の地震」の3地震について被害想定を行っており、「宮城県地震被害想定調査に関する報告書(平成16年3月)」によると本町の想定される被害は次のとおりである。

		宮城県沖地震 (単独)	宮城県沖地震 (連動)	長町－利府線 断層帯の地震
平均震度		5.00	5.01	4.30
建物被害	全壊棟数	0	0	0
	半壊棟数	0	0	0
死者	朝4時火災なし	0	0	0
	夏昼12時	0	0	0
	冬夕18時	0	0	0
負傷者	朝4時火災なし	0	0	0
	夏昼12時	0	0	0
	冬夕18時	0	0	0
上水道被害	被害数	3箇所	3箇所	0
	支障世帯数	14件	14件	0
下水道被害	被害数	0	0	0

第3 土砂災害

本町において、土石流危険溪流14箇所、がけ崩れ（急傾斜崩壊危険箇所）5箇所、地すべり危険箇所8箇所が指定されている。

【資料2-7】土石流危険溪流

【資料2-8】急傾斜崩壊危険箇所

【資料2-5】地すべり危険箇所

【資料2-6】地すべり危険箇所2

第4 火山災害

(財)砂防・地すべり技術センターが調査、製作した「蔵王山火山防災マップ」によると、蔵王山の御釜を中心に噴火した場合、火砕サージ（高温ガスの熱風）が東方向に向かって発生すると予想されている。蔵王山の南側に位置する本町においては、それほど大きな被害の発生はなく、町の北部から東部を中心に降灰が予想されている。降灰の量は、御釜から7.5kmまで100cm、10kmまで50cm、12.5kmまで30cm、20km付近まで10cm程度と予想されている。

【資料 2-11】 蔵王山ハザードマップ

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 土砂災害予防対策の推進

本町は、山間部に位置しているため、土砂災害発生の危険性が高い地区があるため、関係機関と連携し、災害の発生、被害の軽減に努める。

担当	総務課・建設課・産業振興課
----	---------------

第 1 土砂災害危険箇所の調査・把握（総務課・建設課）

町、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査する。県は、調査の結果等により、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

【資料 2-5】地すべり危険箇所

【資料 2-6】地すべり危険箇所 2

【資料 2-7】土石流危険溪流

【資料 2-8】急傾斜崩壊危険箇所

第 2 土砂災害警戒区域等の公表（総務課・建設課）

町は、宮城県砂防総合情報システム（M I D S K I）を活用し、土砂災害警戒区域等の土砂災害を被るおそれのある場所を地域住民に公表するとともに、土砂災害ハザードマップの作成・配布、広報紙による周知、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な避難勧告が行われるよう努める。

第 3 避難勧告等の発令基準（総務課）

宮城県及び仙台地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町は、周辺地域の自治会等の同一地域住民に住民に対して避難勧告を発令する。

第 4 情報の収集及び伝達体制（総務課）

町は、雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象等の収集及び災害時要援護者への避難情報の伝達を円滑に実施するための伝達体制及び伝達手段の整備を図るとともに、土砂災害危険箇所のパトロールに努める。

第5 急傾斜崩壊対策の推進（建設課）

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備においては、本来、がけの所有者、管理者が実施することが原則であるが、本人が実施するのが困難な場合あるいは、不適當な自然がけについて、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹伐採、土砂の採取、集積等の行為を規制するとともに、危険度の高い箇所から防止工事を実施する。

【資料 2-8】急傾斜崩壊危険箇所

第6 砂防設備の整備（建設課）

県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、既設の砂防施設についても点検を実施し、必要に応じて補強等の対策を実施する。

町は、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制を早期確立する。

【資料 2-5】地すべり危険箇所

【資料 2-6】地すべり危険箇所 2

【資料 2-7】土石流危険溪流

【資料 2-8】急傾斜崩壊危険箇所

第7 治山対策の推進（建設課・産業振興課）

山地に起因する災害から住民の人命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を向上させるため、国及び県と協力し、町は山腹崩壊危険地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設の整備を図るとともに、保安林の有する落石防止等の防災機能を維持・強化させるため森林の整備等を図る。

【資料 2-9】山腹崩壊危険地区

【資料 2-10】崩壊土砂流出危険地区

第8 孤立集落対策の推進（建設課）

町は、土砂災害に伴う道路閉塞等による孤立集落対策として、孤立化の可能性のある集落を抽出し、役場と集落を結ぶ情報通信の多重化やヘリポート等の整備等を推進する。

第2節 水害予防対策の推進

町は、河川管理者等の関係機関と連携し、白石川、横川をはじめとする河川の整備を図り、水害の発生、被害の軽減を図る。また、地震に伴う河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

担当	総務課・建設課・産業振興課
----	---------------

第1 河川改修整備の推進（建設課）

護岸が低く越水しやすい白石川の峠田・湯原・干蒲地区について、町は、県と連携し、河川改修事業の推進及び維持管理に努める。

第2 土砂流入の防止（建設課）

河川に土砂が流入した場合、河川、ダムの本来持っている機能が損なわれる。そのため、土砂の流入の危険性が高い横川の流域について、町は、県と連携し、砂防事業の推進に努める。

第3 ダムの安全確保（建設課）

町は関係機関と連携して、必要な点検・整備を実施し、必要に応じて補修等を行い、ダムの安全確保に努める。

第4 危険箇所の調査・周知（総務課・産業振興課）

町は、関係機関と連携し、水害に関する危険箇所の調査に努めるとともに、被害の軽減を図るため、洪水ハザードマップ等により水害の危険箇所等について住民に周知する。

第5 保安林改良事業（産業振興課）

町土保全及び水源確保の目的から、町は、災害等により林況が著しく悪化し、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐と合わせ必要に応じて排水工等簡易施設を設置し森林を復旧する。

第6 農業用河川工作物（産業振興課）

本町では農業用用水の約90%を河川に依存しており、大小河川には頭首工をはじめ樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、町は、県の指導のもと整備補強する必要がある構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

第7 河川管理施設（建設課）

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。また、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

第3節 火災予防対策の推進

出火の防止、初期消火等に関する知識の普及を図り、火災が発生した場合の被害の軽減に努める。

担当	総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・婦人防火クラブ
----	----------------------------------

第1 予防査察・指導の強化（消防本部）

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、火災の防止、被害の軽減を図るため、不特定多数の人が利用する施設、危険物等を取り扱う施設等に対し、立入検査を実施し、必要に応じて管理者に対して、指導・助言を行う。

第2 火気使用設備・器具の安全化（総務課・消防本部）

町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、安全装置付きの火気使用設備・器具の普及に努めるとともに、出火防止のため、住民が火気使用設備・器具を安全かつ適正に使用するよう、広報活動、指導等に努める。

第3 防火思想の普及（総務課・消防本部）

町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、防火に関するパンフレット・広報紙の配布、講演会の開催等の防災教育を実施し、住民一人ひとりの防火に関する知識・意識を高める。

第4 防火団体の育成・支援（総務課・消防本部）

町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は、防火思想の啓発のため、防火団体（婦人防火クラブ）の育成・指導・支援に努める。

【資料 7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

第4節 林野火災予防対策の推進

林野火災は、気象・地理・水利等の条件により消火活動が困難であり、大火につながる危険性があるため、林野火災発生の防止に努める。

担当	総務課・産業振興課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団
----	--------------------------------

第1 広報周知活動の徹底（総務課・消防本部）

町、県及び林野関係機関は、林野火災の発生を防止するため、公共施設・交通機関・登山口等にポスター・看板を掲示するとともに、パンフレット・チラシ等を配布し、地域住民・通行者・入山者等に注意を促す。

第2 防火思想の普及（総務課・消防本部）

町は、学校教育の場において、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語・ポスター・作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

第3 山火事防止強化月間の設定（総務課・消防本部）

町は、春、秋の火災危険期に山火事防止強化月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

第4 森林等の管理・整備（総務課・産業振興課）

町有林、民有林の所有者、管理者等は、消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行うとともに、防火線の布設、防火用水の確保等、林野火災の拡大防止のための整備を図る。

第5 事前警戒措置（総務課・消防本部）

町、林野関係機関、消防関係機関は、たき火、火入れ、たばこの処理の徹底を指導するとともに、火災警報発令時においては、火気の使用を制限する。

第5節 危険物施設等災害予防対策の推進

危険物施設等に被害が発生した場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがあるため、管理体制の強化、指導の徹底等により、被害の発生防止、被害の軽減に努める。

担当	総務課・産業振興課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団
----	--------------------------------

第1 危険物施設（総務課・消防本部）

危険物施設の管理者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から危険物施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、危険物事業所の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料 7-1】危険物関係施設

第2 高圧ガス施設（総務課・消防本部）

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、高圧ガスの管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料 7-1】危険物関係施設

第3 火薬類施設等（総務課・消防本部）

火薬類貯蔵等の事業者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から火薬類施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、火薬類の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料 7-1】危険物関係施設

第4 毒物・劇物施設（総務課・消防本部）

毒物・劇物営業者・取扱者等は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から毒物・劇物施設の保守・管理を行う。

町、消防機関及び関係機関は、毒物・劇物の管理者に対し、法令の基準を遵守するよう指導するとともに、管理者等に対し、安全管理の向上を図るための講習会等の保安教育を実施する。

【資料 7-1】危険物関係施設

第5 施設等の安全対策の強化（総務課・消防本部）

町、消防機関及び関係機関は、事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。また、事業所において資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第6節 雪害予防対策の推進

本町は、県内でも有数の豪雪地帯であるため、冬季の交通の確保、建物の安全の確保を図るため、除雪等により雪害の予防を図る。

担当	総務課・建設課・産業振興課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・宮城県大河原土木事務所
----	--

第1 道路の除雪（建設課）

道路管理者は、冬期の安全な交通を確保するため、除雪基準に基づき除雪路線の除雪を実施する。町が実施する場合は、県土木事務所と連携を図り、効率的な除雪を行う。

また、除雪は原則として除雪路線に限るものとするが、災害時、災害の危険性がある場合等、必要な場合は、その他の道路、私道等においても除雪を行う。

【資料 16-2】 除雪路線及び除雪延長

【資料 16-3】 除雪基地及び装備

第2 凍結防止対策（建設課）

町は、道路の凍結による事故を防止するため、平常時より凍結防止剤を準備するとともに、凍結のおそれがある場合は凍結防止剤を散布する。

第3 広報・連絡（総務課・建設課）

町は、冬期の事故の防止を図るため、路線の積雪、凍結に関する案内板等の整備を図るとともに、関係機関と連携し、広報等により注意を呼びかける。

第4 雪崩危険箇所の周知（総務課・建設課）

町は、関係機関と連携し、雪崩危険箇所について、案内板の設置、広報紙、パンフレット等による周知活動を実施し、住民、観光客等に対し、なだれの危険性等に関する雪崩危険箇所情報の周知に努める。

【資料 16-1】 雪崩危険箇所

第5 建物の除雪（総務課・建設課）

町は、必要に応じて公共施設の屋根等の除雪を実施し、公共施設の安全を確保する。また、民間の住宅等の除雪は、原則として所有者が行うが、所有者が病気、高齢等により除雪が困難で除雪しないと被害が発生するおそれがある場合、町は、ボランティア等へ呼びかけ等の支援を行う。

第 6 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、町は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。

第 7 スキー場利用客対策

スキー場での雪崩発生時においては、リフト、ロッジ等の破損や、多数のスキー客の被害が考えられる、

このため、町は、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

第7節 農林水産業災害予防対策

町は、関係団体等と連携し、防災営農技術の向上、指導体制の強化を図り、災害、異常気象等による農作物の被害の軽減に努める。

担当	産業振興課・JAみやぎ仙南農業協同組合・セヶ宿町森林組合
----	------------------------------

第1 農作物対策（産業振興課）

水稻、麦類、果樹、野菜、大豆等の農作物の被害の発生、被害の軽減を図るため、町は関係機関と連携し、防災営農技術の指導等により、異常気象、病虫害、水害、雪害、寒害、霜害、干害等に強い農作物の生産に努める。

- ・農業気象対策については、町は、関係機関と密接な連携のもとに、迅速な災害予防と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。
- ・病虫害防除対策については、町は、防除組織（防除協議会等）の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。また、町及び農業団体等は、高性能防除器具の整備、充実に努めるとともに、常時点検整備し、適切な防除を推進する。

第2 林業対策（産業振興課）

町は、関係機関と連携し、育苗、造林、特用林産等に対する技術指導を行い、林業に対する被害の発生、被害の軽減に努める。また、林道の整備を推進し、災害時の林道の被害の防止、安全確保に努める。

第3 畜産対策（産業振興課）

町は、関係機関と連携し、家畜の飼育、飼料、衛生、出荷、畜舎・鶏舎等の整備について、指導を行い、災害時の畜産に対する被害の発生防止、被害の軽減、病気等の発生の予防に努める。

- ・水害 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。また、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する
- ・干害 給水施設（井戸等）の整備管理、干害に比較的強い品種の導入を指導する。
- ・凍霜害 牧草のてん圧を励行させ、凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。また、適期に栽培管理、収穫調整を実施する。
- ・冷害 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。また、栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。
- ・雪害 融除雪を促進するための溝築、牧草の秋期てん圧、家畜の運動を指導する。
- ・火災 育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

第4 農地・農業対策（産業振興課）

町は、関係機関と連携し、農地、農業施設等の耐震性の確保、被害の発生防止、

被害の軽減を図るため、常時定期的に点検を実施し、危険箇所については災害防止策をとる。

また、異常気象等となった場合は、随時点検を実施し、災害の未然防止に努める。

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

第5 集落の安全対策（産業振興課）

町は、関係機関と連携し、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

第8節 建築物等の安全化

災害による建築物等の被害の軽減を図るため、関係機関等と連携し、公共建築物、一般建築物の耐震・不燃化等の促進に努める。

担当	総務課・建設課
----	---------

第1 住宅地の安全化（建設課）

町は、災害時の住宅の被害防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、住宅地の安全化に努める。

- ・急傾斜地崩壊危険区域等、危険箇所の周知、改善
- ・火災延焼防止となる広幅員道路、公園、緑地の整備、狭あい道路の解消
- ・避難路、オープンスペースの確保
- ・地域の不燃化の促進
- ・河川整備、下水道整備等による浸水の防止

第2 公共施設の安全化（建設課）

公共建築物は不特定多数の人が利用し、また災害が発生した場合、応急対策の拠点となることから、町は、耐震診断、耐震補強等により安全化に努めるとともに、照明器具等の設備、ロッカー等の備品の転倒・落下防止対策を実施する。

第3 住宅・建築物の安全化（建設課）

民間の住宅・建築物については、所有者の責務において安全化を図るものであるため、町は、耐震診断・耐震改修に関する事業を推進するとともに、住宅・建築物所有者は、耐震化に努める。消防機関、関係機関は、耐震不燃化、広報に努める。

特に病院、商業施設等の不特定多数の人が利用する特定建築物においては、県の指導のもとに、耐震化への啓発、耐震化に係る制度の周知に努める。

第4 倒壊・落下の防止（総務課）

町は、災害時の被害の防止、軽減を図るため、所有者、管理者等に対し、転倒・落下防止対策の指導、広報を実施する。

- ・ブロック塀の補強、生垣への改修
- ・屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、外壁等の落下防止
- ・自動販売機の転倒防止

第5 屋内の安全性の向上（総務課）

屋内において家具等が転倒した場合、出火した場合、負傷者が発生するおそれがあるため、各個人が家具等の転倒防止対策、出火防止・初期消火対策を行うよう、町は、広報紙、パンフレット等により、屋内の安全性向上に関する広報を実施する。

第6 文化財の防災対策（教育委員会）

文化財は貴重な財産であるため、文化財所有者・管理者等は、消火栓等の消防設備等の整備を図るとともに、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限の徹底を図る。

【資料 14-2】 指定文化財

第9節 道路施設等の安全化

道路・橋りょう等の道路施設が大きな被害を受けた場合、避難・救援・救出活動等の応急対策において大きな支障となり、また、町民の生活にも大きな影響をあたえるため、道路施設の安全化に努める。

担当	総務課・建設課
----	---------

第1 道路の安全対策（道路管理者）

道路管理者は、道路の防災点検を実施し、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改良や新設にあたっては、耐震基準に基づいた整備を図る。被害が想定される危険箇所について、緊急性が高い路線から順次、補強、整備等の防災工事等を実施する。

第2 橋りょう・トンネルの安全対策（道路管理者）

道路管理者は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施し耐震性を高める。覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

第3 道路付属施設の安全対策（道路管理者）

道路管理者は、道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

第4 復旧体制の整備（道路管理者）

道路管理者は、道路への被害が発生した場合に備え、被害状況の調査、人員・資機材の確保体制を整備するとともに、負傷者等が発生した場合等、医療機関、消防機関等との連携強化を図る。また、災害時に迅速な対応がとれるよう、防災訓練を実施する。

第5 利用者への普及啓発活動（道路管理者）

道路管理者は、道路利用者に対し、災害が発生した場合の対応、道路及び周辺に異常を発見した場合の対応等の防災知識について、ホームページ及びポスター、パンフレットなどを活用し普及啓発を図る。

第 10 節 ライフライン施設等の安全化

上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、避難・救援・救出活動等の応急対策において大きな支障となり、また、町民の生活にも大きな影響をあたえる。そのため、ライフライン関係機関は、各施設の被害を最小限にとどめるための対策、代替施設の確保等に努める。

担当	総務課・建設課・東日本電信電話(株)・東北電力(株)・(社)宮城県エルピーガス協会
----	---

第 1 水道施設（建設課）

1 水道施設の安全性強化

町は、災害時の水道施設の被災を防止するため、配水池容量の拡大、水源の複数化、緊急遮断弁の設置、配水管網のブロック化、送水管・配水幹線の構造強化等の水道施設の安全化に関する整備に努める。

また、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

2 復旧用資機材の確保

町は、水道施設が被災した場合には、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な備蓄、調達体制の整備に努める。

3 管路図等の整備

町は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画を作成する。

第 2 下水道施設（建設課）

町は、浸水等の被害を防止するため、雨水渠、内水排除施設等を計画的に整備する。また、災害時の下水道施設の被害を防止するため、施設、管路の構造強化等の下水道施設の安全化に関する整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、下水道施設の新設、改良、更新にあたっては安全性の向上の計画的な推進に努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、災害対応マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第3 電力施設（東北電力(株)）

災害時においても電力の供給は重要であり、町は、停電時における迅速な応急復旧体制の整備を東北電力に対して要請する。停電時には、町内の病院及び公共施設への優先復旧の依頼を行っていく。

東北電力(株)は、電力施設の被災を防止するため、各施設の設計基準に基づく防災設計を行うとともに、災害時の安定した電力の供給を図る。

また、電力施設が被災した場合において迅速に応急復旧が行えるよう、体制の整備を図るとともに、資機材の備蓄等に努める。

第4 液化石油ガス施設（(社)宮城県エルピーガス協会）

液化石油ガス販売業者、取り扱い業者、関連機関は、ガス関連施設の被災を防止するため、耐震、耐火、施設の安全化を図るとともに、施設が被災した場合において迅速に応急復旧が行えるよう、体制の整備を図るとともに、資機材の備蓄等に努める。また、消費者に対し、ガス漏れ警報器、ガス放出防止装置等の安全器具の設置、導入を啓発する。

【資料 8-5】液化石油ガス取扱施設

第5 電信・電話施設（東日本電信電話(株)）

東日本電信電話(株)は、通信施設の被災を防止するため、通信設備及び付帯設備の耐震設計を行うとともに、通信施設が被災した場合においても応急通信が確保できるよう、主要な伝送路の多ルート化・ループ化、施設の分散化等の通信施設の安全対策を推進する。また、通信施設が被災した場合において迅速に応急復旧が行えるよう、体制の整備を図るとともに、資機材の確保等に努める。

第 11 節 情報通信連絡網の整備

災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急対策を実施する上で、情報は極めて重要である。しかしながら、大規模な災害時には、通常の通信回線の不通、混乱等の事態が想定されるため、町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段のための防災通信網の確保・整備充実に努める。

担当	総務課
----	-----

第 1 気象観測施設の整備（総務課）

自然災害を防止する上で気象情報は非常に重要であるため、町は、関係機関と連携し、観測施設の整備・拡充に努めるとともに、正確な数値が観測できるよう、適正な維持管理を行う。

【資料 6-3】町内観測施設

第 2 防災行政無線の拡充（総務課）

町は、災害時における情報収集、伝達手段の中心となる県・町防災行政無線が、災害時に確実に活用できるよう、機器のデジタル化、移動系無線の拡充、停電時に対応するための非常用発電設備等を整備するとともに、各種機器の転倒防止対策、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。

また、通信状況を定期的に検査し、聞き取りにくい地域の解消を図るとともに、宅内受信機の促進に努める。

【資料 6-6】防災行政無線

第 3 災害時の情報通信網の拡充（総務課）

町は、県が実施している宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）、河川流域情報システム（M I R A I）、砂防総合情報システム（M I D S K I）等の適正な活用を図る。

【資料 6-8】宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）の業務概要

第 4 職員参集等防災システムの整備（総務課）

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災ネットワークシステム等を活用するとともに、職員の携帯電話の登録等、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築を図る。

第5 地域住民に対する通信手段の整備（総務課）

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、ホームページ、メール自動配信等、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

第 12 節 職員の配備体制の強化

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、その全機能をあげて迅速に対応できるよう、休日・夜間等の勤務時間外の参集体制もふまえた職員の配備・動員等の活動体制の整備を図る。

担当	総務課・各課
----	--------

第 1 配備体制の明確化（総務課）

町は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、速やかに必要な配備体制がとれるよう、配備体制の明確化、職員への周知徹底を図るとともに、町長不在時の指揮、対応についても明確にしておく。

第 2 職員参集手段等の検討（総務課）

町は、休日、夜間等の勤務時間外に災害等が発生した場合においても迅速に職員が参集、必要な配備体制をとることができるよう、参集手段について定め、必要に応じて見直し、より実効的な体制づくりに努める。

職員の参集は、職員の配備基準に基づいて自主参集を原則とし、マニュアルに基づき行う。

第 3 マニュアル等の整備（総務課）

町は、災害時に円滑に職員が応急対策を実施できるよう、マニュアル等を整備し、配備体制の強化に努めるとともに、各職員はマニュアルの内容の習熟に努める。

第 4 資機材の整備（総務課）

町は、円滑な配備、応急対策の実施ができるよう、情報通信機器、必要な資機材、地図等の備品等の整備に努める。

第 5 訓練の実施（総務課）

町は、災害時に迅速に職員が参集し、応急対策を実施できるよう、参集訓練等の防災訓練を実施する。訓練実施後は必ず検証し、参集体制の強化に努める。

第 6 防災関係機関の配備体制強化（総務課）

防災関係機関は、災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。また、不特定多数の集客施設等の管理者は、災害時に利用者を円滑に避難誘導できるよう体制の整備に努める。

第 13 節 防災拠点等の整備

災害時における防災対策を実施する上で防災拠点となる施設の整備・拡充に努める。また、あわせて災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備・拡充を図る。

担当	総務課・施設管理者
----	-----------

第 1 防災拠点の指定（総務課）

町は、災害時に円滑に応急対策が実施できるよう、次の施設を防災拠点として指定する。

区分	施設
災害対策活動拠点	町役場
物資集積拠点	道の駅「ビューランドありや」
物資輸送拠点 ヘリポート	町民グラウンド、七ヶ宿スキー場第2駐車場、青少年旅行村、 関小学校グラウンド、湯原小学校グラウンド、峠田公民館
医療活動拠点	国保診療所、国保湯原診療所
避難拠点	各指定避難所、避難場所
災害時要援護者用避難拠点	高齢者生活福祉センター

【資料 3-4】防災活動拠点

第 2 防災拠点の整備（総務課）

町は、各防災拠点が災害時に確実に機能するように、施設の耐震化、不燃化を促進するとともに、耐震性の貯水槽の設置、通信連絡設備の充実、非常用電源等、各種資機材の整備、備蓄に努める。

第 3 代替施設の検討（総務課）

各防災拠点は、比較的安全性は高いものの、大規模な災害により施設が使用不能となった場合を想定し、代替施設を検討しておく。なお、災害対策活動拠点である町役場が被災した場合は、活性化センターに災害対策本部を設置し、活性化センターも被災した場合は、町役場周辺の使用可能な公共施設に災害対策本部を設置する。

第 14 節 相互応援体制の整備

大規模な災害時は、町が実施する災害応急対策のみでは十分な効果が得られない場合が想定されるため、災害時の相互応援に関する協定の締結等により、相互応援体制の整備を図る。

担当	総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部
----	----------------------

第 1 県内全市町村間の連携強化（総務課）

宮城県内の市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」を締結しており、町は、災害時において、円滑に相互応援を行えるよう、連絡等の体制の整備等、連携の強化に努める。

【資料 5-1】 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

【資料 5-2】 災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

第 2 市町村との相互応援（総務課）

町は、災害時に各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、災害時の相互応援に関する協定の締結等により連携の強化に努める。なお、相互応援協定を締結する場合、次の事項を明確にする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 災害時における連絡担当部局と連絡方法・ 夜間における連絡体制・ 応援要請手続き、情報の伝達・ 主な応援要請事項 |
|--|

【資料 5-3】 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

【資料 5-7】 白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

【資料 5-8】 山形県上ノ山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

【資料 5-9】 山形県高島町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

第 3 公共的団体・民間事業者等との応援協定（総務課・産業振興課）

町は、災害時に人員・物資の供給等、円滑に応援を要請できるよう、公共団体・民間事業者との応援協定の締結等により連携の強化に努める。

【資料 5-10】 災害時医療救護に関する協定書

【資料 5-12】 災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

第 15 節 消防・水防体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数で消防活動が必要となり、常備消防のみでは十分な対応ができない状況となる可能性がある。そのような状況においても、確実に消防・水防活動が実施できるよう、必要な資機材、消防・水防体制の整備に努める。

担当	総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・県大河原土木事務所
----	------------------------------------

第 1 初期消火体制の強化（総務課・消防本部）

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要である。このため、町は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

第 2 消防体制の強化（消防本部）

火災が発生した場合において、迅速に消火活動が行えるよう、町は、関係機関と連携し、消防本部における人員の確保、消防職員の技能向上等、消防体制の強化に努める。

また、大規模な災害時においては、現有の消防力のみでは対応が困難となるおそれがあるため、消防応援協定の締結等、広域による消防体制の強化に努める。

【資料 5-4】 宮城県広域消防相互応援協定書

【資料 5-5】 宮城県広域航空消防応援協定書

【資料 5-6】 宮城県内航空消防応援協定書

【資料 5-7】 白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定

【資料 5-8】 山形県上ノ山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

【資料 5-9】 山形県高畠町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

【資料 7-2】 消防団組織及び装備

第 3 消防（水防）資機材の整備（消防本部）

円滑な消火（水防）活動ができるよう、町は関係機関と連携し、消防（水防）資機材の整備に努める。

第4 消防（水防）団の育成（消防本部・消防団）

消防団は、消火活動・救出救助活動等において重要な役割を果たすため、町は、消防団員の知識・技能の向上、地域住民への消防団活動の周知、消防団の環境の向上等、消防団のさらなる充実に努め、防災体制の強化を図る。

【資料 7-2】消防団組織及び装備

第5 消防水利の整備（消防本部）

大規模な災害時は水道設備が被災し、消火栓等が使用不能となる可能性があるため、町は、防火水槽、耐震性貯水槽、プール、河川・湖沼等の自然水利等を活用できるように、消防水利の多様化に努める。

第 16 節 医療救護体制の整備

大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、交通機関、通信網の混乱等により円滑な医療救護活動ができなくなるおそれがあるため、災害時の医療体制の整備に努める。

担当	総務課・保健福祉課・七ヶ宿町国保診療所・県仙南保健福祉事務所・白石市医師会・日本赤十字社宮城県支部・仙南地域広域行政事務組合消防本部
----	--

第 1 医療救護活動体制の整備（総務課・保健福祉課・医師会）

町は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、医師会、医療関係機関と連携を図り医療救護活動体制の整備に努める。また、大規模な災害が発生した場合、医療救護所を設置して医療活動を行うため、医療救護所設置予定地をあらかじめ指定するとともに、必要な資機材の整備に努める。

医療救護所において、医療救護活動が対応できない場合は、県保健福祉部を通じて県医療救護班及びDMAT^{*}の派遣を要請する。

【資料 10-1】医療機関

【資料 10-4】医療救護所設置予定場所

第 2 広域医療体制の整備（総務課・保健福祉課・医師会）

町、周辺地域の医療機関等で対応できない重症者等については、県を通じて防災ヘリコプターの派遣を要請する。後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、町は、県、医師会、医療関係機関と連携し、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

【資料 10-2】災害拠点病院

第 3 医薬品、医療資機材の整備（総務課・保健福祉課・医師会）

町は、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、災害時に医薬品、医療資機材等を提供してくれるよう、町内の販売業者、薬剤師会との協力体制の整備に努める。また、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

【資料 5-10】災害時医療救護に関する協定書

【資料 5-11】災害時医療救護に関する協定書実施細則

【資料 10-3】医薬品等の調達先

^{*} DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、専門的な訓練を受けた医師・看護師等からなり、災害発生直後から活動できる機能性を備えた医療チーム。負傷者が発生する災害現場では DMAT が消防や警察、自衛隊などの関係機関と連携しながら救助活動と並行して医療活動を行う。

第4 搬送体制の確立（総務課・保健福祉課・消防本部）

災害時には、多くの負傷者の発生が予想されるため、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、救急車による救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

また、重篤患者の緊急を要する搬送においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、町は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、臨時のヘリポートの設置場所等、必要な事項を定めておく。

【資料 11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

第5 応急手当の普及（総務課・保健福祉課・消防本部）

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、または道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、自主防災組織・住民等による応急手当が重要となる。そのため、町は、日本赤十字社宮城県支部、消防機関、医療機関と連携し、応急手当に関する講習会等を実施し、止血、人工呼吸等の応急手当の普及に努める。

第6 日本赤十字社宮城県支部の体制（日本赤十字社宮城県支部）

日本赤十字社宮城県支部は、救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備する。

第 17 節 緊急輸送体制の整備

大規模な災害が発生した場合、応急対策に必要な資機材、避難所への食料・飲料水・生活物資等の輸送が必要となる。災害時に円滑に緊急輸送が実施できるよう、関係機関等と連携し、輸送体制の整備に努める。

担当	総務課・産業振興課・白石警察署
----	-----------------

第 1 緊急輸送道路の確保（総務課・建設課）

町は県、警察が指定する緊急輸送道路以外で応急活動を実施する上で必要な路線を緊急輸送道路に指定する。また、道路管理者、関係機関等と連携し、災害時における緊急輸送道路の安全性の確保に努める。

【資料 11-5】緊急輸送道路

第 2 交通規制等交通管理体制の整備（白石警察署）

警察は、緊急通行路を確保するため、必要な安全施設の整備事業または交通管理対策を定め、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について耐久性の確保と倒壊、破損等の緊急復旧対策の確立を図る。

また、災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等を締結するよう努める。

第 3 緊急輸送体制の整備（総務課・建設課・産業振興課）

町は、大規模な災害が発生した場合、迅速に緊急輸送活動が実施できるよう、災害時の町有車の管理体制を明確にするとともに、緊急通行車両等の事前届出を行う。

また、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、運送関連事業者等と協議し、災害時における連携体制の強化を図る。

第 18 節 避難収容体制の整備

大規模な災害が発生した場合、または災害の発生するおそれがある場合、住民等の避難が必要である。そのため、小・中学校等の避難所の安全対策を図るとともに、災害時に迅速かつ円滑に避難所が開設・運営できるよう、体制の整備に努める。

町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズ等の違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

担当	総務課・保健福祉課・教育委員会・施設管理者
----	-----------------------

第 1 避難場所の確保（総務課）

町は、大規模な災害から一時避難するための場所として、町内の公共施設を避難場所に指定する。避難場所は、避難可能な広い土地、避難所は避難収容可能な施設として区別しているが、施設等の状況から本町では同一とする。なお、避難場所を指定する場合は次の事項に留意する。

- ・火災による輻射熱、余震による被害の危険性のない場所であること。
- ・浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- ・地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
- ・土砂災害、雪崩のおそれのない場所であること。
- ・臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- ・対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。
- ・危険物施設等が近くにないこと。

【資料 9-1】避難所場所

第 2 避難所の確保（総務課）

町は、大規模な災害等により住居を喪失した住民を収容するための避難所を指定し、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。なお、避難所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- ・避難場所の条件を満たしている施設であること。
- ・耐震・不燃化建築物であること。
- ・救援、救護活動を実施することが可能であること。
- ・給水、給食等の救助活動が可能であること。
- ・その他の被災者が生活する上で適当と認める場所であること。

【資料 9-1】避難所場所

第3 避難所の整備・管理（総務課）

町は、避難所として指定した施設が、災害時において使用できるよう、施設・設備の整備、安全な管理等に努める。

- ・避難所の管理責任者（自治会長等）をあらかじめ定めておくこと。
- ・避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- ・避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努めること。
- ・運営に必要な事項についてあらかじめマニュアルを定めること。
- ・学校教育施設については、教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議すること。
- ・施設、設備、周辺地域の状況を調査し、定期的に避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。
- ・高齢者、障害者等の災害時要援護者に対し十分配慮しておくこと。

【資料 9-1】避難所場所

第4 避難路の確保（総務課）

町は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意し、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保に努める。

- ・十分な幅員があること。
- ・除雪されていること。（冬季）
- ・万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。
- ・崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること。

第5 避難計画の整備（施設管理者）

学校、病院、大規模店舗など、不特定多数の人が集まる施設の管理者は、大規模な災害を想定した施設利用者の避難計画を次の事項に留意して定め、職員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

- ・避難の勧告または指示を行う基準及び伝達方法
- ・避難場所の名称、所在地、収容人員
- ・避難所の名称、所在地、収容人員
- ・避難路及び誘導方法

第6 避難誘導體制の整備（総務課）

町は、災害の危険性が高くなった場合に避難準備情報、避難指示、避難勧告を迅速に実施できるよう、情報の収集・伝達体制の強化、基準等の設定、関係機関との連携強化に努める。また、避難者を円滑に誘導できるよう、消防団、自主防災組織、自治会等と連携のもと、避難誘導訓練を行う。

第7 避難に関する広報（総務課）

町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難所、避難経路等を記載した土砂災害マップの作成・配付等を積極的に行う。

また、災害発生時に円滑に住民が避難できるよう、避難時の心構え、持ち出し品等について、パンフレット、広報紙を通じて広報する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

第8 応急仮設住宅対策（総務課）

町は、大規模な災害等により、り災者が多く発生し、応急仮設住宅の建設が必要となった場合に円滑に応急仮設住宅が設置できるよう、次の施設のほか、公有地等の建設可能な候補地を確定するとともに、建設関係事業者との連携の強化に努める。

応急仮設住宅建設候補地	町民グラウンド
-------------	---------

第 19 節 食料・飲料水及び生活物資の確保

大規模な災害が発生した場合、被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止、低下等が予想される。円滑に被災者へ食料、飲料水等を供給するため、必要な物資の備蓄、民間事業者との連携、個人の備蓄よびかけ等により、物資の供給体制の強化に努める。

担当	総務課・産業振興課・建設課
----	---------------

第 1 飲料水・食料・生活物資の備蓄（総務課）

町は、ペットボトルの飲料水、アルファ米、乾パン、毛布等の必要最小限の飲料水・食料・生活物資の備蓄に努める。

第 2 応急給水体制の整備（総務課・建設課）

水道施設の被災により断水した場合、応急給水を実施するため、町は、給水車、給水タンク等の給水資機材等の備蓄に努める。

【資料 8-1】簡易水道施設

第 3 飲料水・食料・生活物資の確保体制の強化（総務課・産業振興課）

食料の中には長期保存に適さないものもあるため、町は、販売店等とあらかじめ協定を締結する等、災害時における調達先の確保に努める。

【資料 5-12】災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

【資料 12】 町内の商店等

【資料 12-1】主食の調達先

【資料 12-2】副食、調味料の調達先

【資料 12-3】生活物資の調達先

第 4 住民による備蓄の啓発（総務課）

防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、住民が 3 日分程度の食料・飲料水・必要な生活物等を備蓄するよう、町は、パンフレット、広報紙、防災訓練等により、啓発活動を実施する。

第 20 節 廃棄物処理体制の整備

大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が予想されるため、迅速な廃棄物処理活動が行われるよう処理体制の整備を図る。

担当	総務課・仙南地域広域行政事務組合（角田衛生センター・仙南リサイクルセンター）
----	--

第 1 体制・資機材の整備（総務課）

災害が発生した場合、迅速に施設の被害調査を実施し、また、施設が被災した場合には、応急復旧を実施できるよう、町は、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、体制及び資機材の整備に努める。

第 2 応援体制の整備（総務課・建設課）

大規模な災害により、施設の応急復旧に必要な資機材、廃棄物の収集・運搬・処理に必要な車両、清掃機器、人員等の不足する場合に対応するため、町は、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努める。

第 3 仮設トイレの整備（総務課・建設課）

町は、仙南地域広域行政事務組合等の関係機関と連携し、仮設トイレの備蓄に努めるとともに、災害時の仮設トイレの確保について、仮設トイレ設置事業者と調整する。

第 21 節 自主防災組織等の育成

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成・指導に努める。

担当	総務課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織
----	---------------------------------

第 1 自主防災組織の設置（総務課）

大規模な災害が発生した場合、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という考え方が大切であり、共助においては、防火団体（婦人防火クラブ）による活動が非常に重要である。そのため、町は、町内会等において自主防災組織の設置に努める。

【資料 7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

第 2 自主防災組織の連携強化（総務課）

町は、地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置に努める。

第 3 自主防災リーダーの育成（総務課）

町は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に講習会等を実施し、自主防災組織の育成を図る。

【資料 7-3】防火団体（婦人防火クラブ）

第 4 資機材の整備（総務課）

町は、自主防災組織が円滑に活動できるよう、防災資機材の配備を支援する。また、自主防災組織が防災資機材を十分活用できるよう、消防関係機関と連携し、訓練・指導・助言を行う。

第5 自主防災組織の活動（総務課）

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

平常時の活動	訓練の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練への参加 ・消火訓練の実施 ・救出、救護訓練の実施 ・初期消火に必要な技能等の取得 ・負傷者に対する応急手当方法等の習得
	防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に対する知識の習得 ・防災に対する知識の普及活動
	防災点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険箇所の点検
	防災用資機材の整備・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用資機材の整備・点検
災害発生時の活動	情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の被害の状況の把握 ・地域内の状況の町への報告 ・防災関係機関の提供する情報の伝達 ・住民の不安の解消
	出火防止及び初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止のための呼びかけ ・消火器等を活用した初期消火
	救出・救護活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・安全の確保 ・救出用資機材を使用した救出活動 ・救出活動に必要な情報の提供 ・応急手当
	避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報の住民への周知 ・避難誘導 ・災害時要援護者の支援
	給食・救援物資の配付及びその協力	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し ・給水、救援物資の配付 ・町の活動への協力

第6 企業等の防災組織の整備（総務課・産業振興課）

災害時において、従業員・利用者等の安全確保、初期消火活動、情報の伝達、救助救出活動を円滑に行うため、企業等は、企業内の防災組織の設置に努める。

町、県及び防災関係機関は、企業等の防災組織の設置、訓練への参加等と呼びかける。

第 22 節 ボランティアの受入れ体制の整備

大規模な災害が発生した場合、ボランティアによる救援活動等は非常に重要となる。そのため、災害時に円滑にボランティアを受け入れられるよう、ボランティア団体との連携の強化、一般のボランティアの受け入れ体制の整備を図る。

担当	総務課・町社会福祉協議会・自主防災組織
----	---------------------

第 1 ボランティアの役割（総務課・保健センター）

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・避難所の運営、支援・炊き出し、食料等の配付・救援物資等の仕分け、輸送・高齢者、障害者等の介護補助・清掃活動・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none">・救護所等での医療、看護、保健予防・外国人のための通訳・被災者のメンタルヘルスケア・高齢者、障害者等への介護・アマチュア無線等を利用した情報通信事務・公共土木施設の調査等・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第 2 一般ボランティアの受入体制の整備（総務課・保健センター）

災害時の一般ボランティアの受け入れは、町社会福祉協議会が中心となって行うため、発災時に速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、町及び町社会福祉協議会は、県・関係団体等と協力し、体制の整備に努める。

【資料 5-13】大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する覚え書

第 3 ボランティアコーディネーターの養成（総務課・保健センター）

災害時にボランティアが円滑に活動するためには、ボランティアと被災者・地域住民・行政機関を的確に結びつけ調整を行うボランティアコーディネーターが非常に重要な役割を果たす。そのため、町は、県・関係機関等と連携し、災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第 4 ボランティア受け入れ拠点の整備（総務課・保健センター）

町及び町社会福祉協議会は、災害時に確実に災害ボランティアセンターが機能できるよう、災害ボランティアセンターの設置場所、責任者、担当者の役割分担、地域住民との連携・通信手段、必要な資機材の調達方法、ボランティアの受け入れ手順書式の整備等、事前に定めておく。

第 23 節 災害時要援護者・外国人対策の強化

災害時において、幼児・高齢者・障害・傷病者等の災害時要援護者、外国人は、一般住民よりも被害にあう危険性が高く、また、避難生活においても精神的、身体的な状況から配慮が必要なため、災害時要援護者支援マニュアルを作成するとともに、その対策について整備に努める。

担当	総務課・保健福祉課・保健センター・保育所・施設管理者・自主防災組織
----	-----------------------------------

第 1 社会福祉施設の安全対策（保健福祉課・施設管理者）

社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協力し、定期的な施設の点検、必要な修繕等を実施するとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化を図り、施設の安全化に努める。

また、災害時に安全に避難できるよう、入所者及び従事者に対し、避難経路及び避難場所の周知、防災教育の実施、定期的な防災訓練の実施を行う。特に利用者の身体的特徴等を考慮し、避難誘導方法については、十分検討し、必要な資機材、日常生活、福祉サービスに必要な物資の備蓄に努める。

第 2 在宅の災害時要援護者の災害予防対策（総務課・保健福祉課）

独居高齢者、要介護認定者等の中には、災害が発生した場合、自力で避難することが困難な人もいるため、町はそれらの災害時要援護者に関する情報を民生児童委員等の協力を得て、調査し把握しておく。

また、災害時要援護者が確実に避難できるよう、緊急通報システムの拡充、ボランティア・民生委員・自主防災組織等のネットワークの強化、災害時要援護者に対する避難支援プランの作成等に努める。

なお、確実に要援護者が避難できる避難支援プランを作成するには、自主防災組織等の要援護者を救助する団体が、要援護者の住所、名前、容態等の個人情報を得ていないと困難である。そのため、事前に要援護者に許可を得る等、要援護者の個人情報の取り扱いに十分配慮しながら避難支援プランの作成を行う。

第 3 外国人支援対策（総務課・保健福祉課）

言語、生活習慣等の異なる外国人が、災害が発生した場合において、安全に避難できるよう、町は県・関係団体等と連携し、外国語による防災マップ・行動マニュアルの作成・配付、避難場所への案内板等の外国語併記、防災訓練への参加よびかけ等を実施し、外国人支援対策に努める。

第4 旅行者への対策（総務課・産業振興課）

本町の観光施設は、スキー場、キャンプ場、自然公園といった自然と関係の深い施設が多く、季節により観光客数が大きく異なる。そのため、町は、観光客が多い時期における災害の発生を想定するとともに、それらの施設が孤立した場合を想定し、防災対策を実施する。

また、町は、消防関係機関と連携を図り、宿泊施設等の施設管理者に対し、定期的な施設・設備の点検、必要な修繕等について指導を行い、宿泊施設の安全化に努めるとともに、災害時に安全に避難誘導ができるよう、施設管理者に対し、従業員への避難場所・経路の周知徹底、防災訓練の実施を指導する。

第 24 節 防災訓練の実施

防災関係機関は、防災関係機関及び地域住民等が、災害時に円滑に連携を図り、初動、応急対策を実施できるよう防災訓練を行う。

担当	総務課・各課・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織
----	------------------------------------

第 1 総合防災訓練の実施（総務課）

町は、毎年 6 月 12 日（県民防災の日）に防災関係機関、地域住民と合同で総合防災訓練を実施する。訓練の内容は次のとおりとする。

- ・災害対策本部運用訓練
- ・職員招集訓練
- ・通信情報訓練
- ・広報訓練
- ・火災防御訓練
- ・緊急輸送訓練
- ・公共施設復旧訓練
- ・ガス漏洩事故処理訓練
- ・避難訓練
- ・救出救護訓練
- ・警備、交通規制訓練
- ・炊き出し、給水訓練
- ・陸門の締切操作訓練
- ・水害防止訓練
- ・自衛隊災害派遣訓練
- ・その他

第 2 防災関係機関の防災訓練（総務課）

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年 1 回以上定期的に防災訓練を行う。訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

- ・災害の規模、地域被害の程度等を明らかにする。
- ・関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。
- ・災害時要援護者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。
- ・訓練結果について、事後に検討を行う。

第 3 通信関係機関の非常通信訓練（総務課）

町は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年 1 回以上非常通信訓練を実施する。

第4 訓練結果の検討（総務課）

町及び防災関係機関は、防災訓練の内容の充実を図るため、訓練実施後、訓練結果について事後検討を行い、次回の防災訓練の参考資料とする。

第 25 節 防災知識の普及

町及び防災関係機関は、職員の防災に関する知識の習熟に努めるとともに、住民に対し、講演会等の実施により、防災に関する知識の普及・啓発に努める。

担当	総務課・教育委員会・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団・自主防災組織
----	---------------------------------------

第 1 町職員に対する防災知識の普及（総務課）

町は、災害時に応急対策を円滑に実施するため、災害対策の中核を担う町職員に対し、マニュアル・研修会等により、災害に対する知識、災害時の役割、所掌事務を熟知させる。

第 2 住民に対する防災知識の普及（総務課）

災害時における被害の軽減を図る上で、住民一人ひとりが防災に関する正しい知識を持ち、正しい行動を行うことが重要である。そのため、町は、総合防災訓練、講演会等の実施、広報紙・パンフレットの活用等により、住民に対し、防災知識の普及に努める。なお、住民に普及する内容は次のとおりである。

- ・ 災害に関する知識
- ・ 平素の心得、災害時の心得
- ・ 家屋等の点検、家屋等の補修
- ・ 出火の防止、初期消火
- ・ 情報の収集
- ・ 応急救護（人工呼吸、止血、手当等）
- ・ 備蓄（3日分の食料、飲料水等）
- ・ 非常品の持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の備蓄準備
- ・ 避難勧告等発表時にとるべき行動、避難場所での行動等
- ・ 災害時の連絡方法（災害用伝言ダイヤル等）

第 3 要援護者等に対する防災知識の普及（総務課）

災害が発生した場合、高齢者、障害者等の災害時要援護者は被害を受ける危険性が高いため、町は、本人・家族・支援者等に対し、広報紙・パンフレットの活用等により、次の項目に関する防災知識の普及に努める。

- ・ 障害者、高齢者の常備品等の点検
- ・ 災害時における介護者の役割
- ・ 避難時における注意点等
- ・ 民生委員、自主防災組織等との連携

第4 学校等教育機関における防災教育（総務課）

校長または園長等は、児童・生徒、幼児の災害に関する知識が深まるよう、日頃から必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童・生徒、幼児が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的実施する。

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立

災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合、情報の収集、職員の動員、応急対策を迅速に行うため、町職員は、状況に応じた活動体制を迅速に確立する。

担当	総務班・全班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団
----	-----------------------------

第 1 町職員の配備体制（全班）

町は、災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合において、次の基準等により、各配備体制を確立し、応急対策等を実施する。

体制	指揮	配備基準	配備員
事前配備体制 【0号配備】	総務課長	○次の状況等により総務課長が必要と認めたとき ・大雨注意報の発表 ・洪水注意報の発表 ・台風の進路	総務課長 建設課長 産業振興課長
警戒配備体制 【1号配備】	総務課長	○震度4の地震が発生したとき ○次の状況等により総務課長が必要と認めたとき。 ・大雨警報の発表 ・暴風警報の発表 ・洪水警報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・その他の警報の発表 ・台風の進路	全総務課職員 全課長
特別警戒配備体制 【2号配備】 【警戒本部設置】	町長	○震度5弱・5強の地震が発生したとき ○軽微な災害が発生したとき ○災害の発生のおそれがあるとき ○近隣市町村に災害が発生したとき ○特に町長が必要と認めたとき	全職員 消防団長 消防副団長
非常配備体制 【3号配備】 【災害対策本部設置】	町長	○震度6弱以上の地震が発生したとき ○相当規模の災害が発生しとき ○相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ○近隣市町村に相当規模の災害が発生したとき ○特に町長が必要と認めたとき	全職員 全消防団員

第2 配備の決定（総務班）

総務課長は、注意報、警報の発表、台風の進路等の状況により、必要と判断したときは、事前配備体制（0号配備）、警戒配備体制（1号配備）を決定し、必要な職員を動員し、気象情報の把握、地震被害状況の収集、情報連絡等必要な体制をとる。

町長は、災害が発生したとき、災害の発生のおそれがあるとき、近隣市町村に災害が発生したときに特別警戒配備体制（2号配備）、非常配備体制（3号配備）を決定し、警戒本部、災害対策本部を設置し、必要な職員を動員する。

なお、地震の場合は、震度により自動的に配備体制を決定するものとする。

また、町長、総務課長が不在の場合、職制の順位に従い順次配備の決定を行う。

第3 職員の動員（全班）

災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、職員は、職員行動マニュアルに基づき速やかに参集する。

	状況	配備員	勤務時間内	休日・夜間等
事前配備体制 0号配備	総務課長が必要と認めたとき	総務課長 建設課長 産業振興課長	内線電話	一般有線電話
警戒配備体制 1号配備	震度4の地震が発生したとき	全総務課職員・全課長	内線電話	自主参集
	大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が発表され総務課長が必要と認めたとき		内線電話	一般有線電話
特別警戒 配備体制 2号配備	震度5弱・5強の地震が発生したとき	全職員 消防団長 消防副団長	庁内放送 内線電話	自主参集
	軽微な災害が発生したとき			防災行政無線 (電話連絡網)
	災害の発生のおそれがあるとき			
	近隣市町村に災害が発生したとき			
町長が必要と認めたとき				
非常配備体制 3号配備	震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員 全消防団員	庁内放送 内線電話	自主参集
	相当規模の災害が発生したとき			防災行政無線 (電話連絡網)
	相当規模の災害が発生するおそれがあるとき			
	近隣市町村に相当規模の災害が発生したとき			
町長が必要と認めたとき				

第4 動員の報告（総務班）

各課長（各班長）は、課内の動員状況を把握し、町長（災害対策本部長）及び総務課長（総務班長）に報告する。

第5 消防本部の動員（消防本部）

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、非常招集の規定に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

第6 消防団の動員（総務班・消防団）

消防団長は、災害が発生した場合、災害の発生するおそれがある場合、配備体制により、速やかに団員の動員を行い、参集状況を把握するとともに、被害情報の収集、報告を行う。

第2節 災害対策本部の設置等

大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、町は、災害対策本部を設置し、組織的に応急活動を実施する。

担当	総務班・全班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団
----	-----------------------------

第1 警戒本部の設置（全班）

町長は、災害の発生が予想される等、次の基準に基づき、本庁舎会議室に警戒本部を設置し、気象情報、災害情報、被害情報の収集、伝達を行う。

- ・町域または県南部地域で震度5弱・5強の地震が観測されたとき。
- ・軽微な災害が発生したとき。
- ・災害の発生のおそれがあるとき。
- ・近隣市町村に災害が発生したとき。
- ・その他、特に町長が必要と認めたとき。

【資料3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

第2 災害対策本部の設置（全班）

町長は、大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合等、次の基準に基づき、本庁舎会議室に災害対策本部を設置する。本庁舎会議室に設置が困難な場合は、高齢者生活福祉センターに災害対策本部を設置する。災害対策本部を設置した場合は、県及び防災関係機関にその旨連絡する。

- ・町域または県南部地域で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- ・その他災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとき。

【資料3-1】七ヶ宿町災害対策本部条例

【資料3-2】七ヶ宿町災害対策本部設置要綱

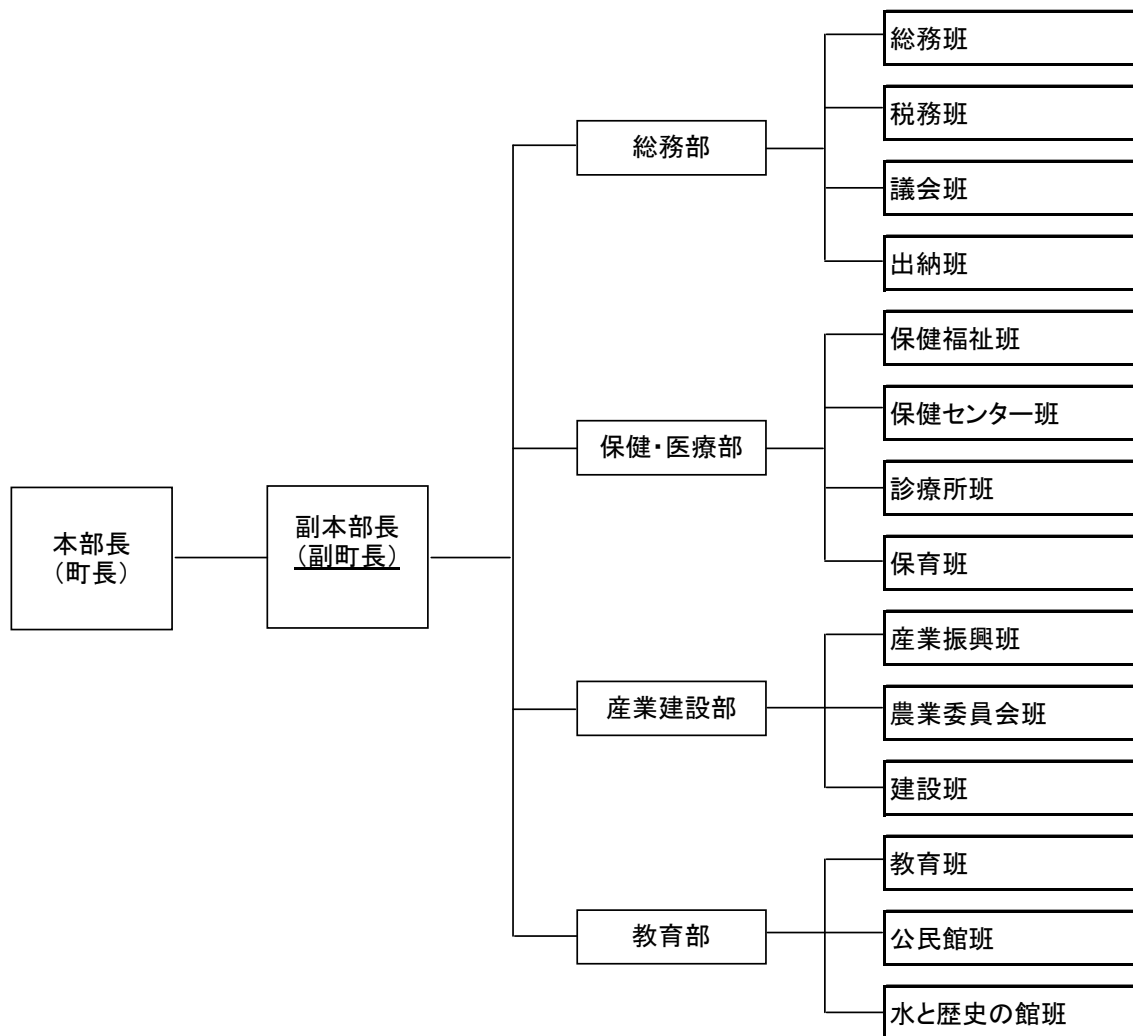
【資料3-3】七ヶ宿町災害対策本部活動要領

第3 実施責任者（総務班）

警戒本部、災害対策本部の本部長は町長とし、副本部長は副町長及び会計管理者とする。本部長である町長が登庁困難等、指揮をとることができない場合は、副町長、会計管理者、総務課長の順に代行し対応する。

第4 災害対策本部の組織及び所掌事務（全班）

災害対策本部の組織及び所掌事務は次のとおりである。



班 名	分 掌 事 務
総務班 <総務課長>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、公共施設の安全対策に関する事。 ・気象及び災害情報の収集に関する事。 ・職員の配備、動員に関する事。 ・災害対策本部の事務に関する事。 ・自衛隊の災害派遣に関する事。 ・県、防災関係機関との連絡調整、報告に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・災害関係の財政措置に関する事。 ・職員の福利厚生に関する事。 ・通信設備の確保に関する事。 ・被害情報の集計に関する事。 ・災害、応急対策等の記録、まとめに関する事。 ・災害広報活動に関する事。 ・緊急輸送に関する事。
税務班 <税務課長>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の管理、運営支援に関する事。 ・被災者の実態調査に関する事。 ・税の措置に関する事。 ・他班の応援に関する事。
保健福祉班 <保健福祉課長>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉施設の安全対策に関する事。 ・利用者の安全確保、避難に関する事。 ・避難所の開設、運営、管理に関する事。 ・食糧、生活物資の配付に関する事。 ・災害時要援護者の支援に関する事。 ・廃棄物処理に関する事。 ・し尿処理、仮設トイレに関する事。 ・ボランティアに関する事。 ・愛玩動物の保護に関する事。 ・死体の捜索・収容に関する事。 ・災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付に関する事。
保健センター班 <保健センター所長>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全対策に関する事。 ・防疫、保健衛生、栄養指導に関する事。 ・被災者、住民の精神衛生に関する事。
診療所班 <事務長>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡調整に関する事。 ・医療機材、医薬品の確保に関する事。 ・医療救護所の設置に関する事。 ・医療助産に関する事。 ・医療情報に関する事。
保育班 <保育所長>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全対策に関する事。 ・乳幼児、児童の安全確保、避難に関する事。 ・災害時要援護者の支援に関する事。

班 名	分 掌 事 務
産業振興班 < 産業振興課長 >	<ul style="list-style-type: none"> ・農林道、農林業施設の安全対策に関すること。 ・農林業被害の防止に関すること。 ・食糧、生活物資の供給に関すること。 ・農地及び農業施設の被害調査に関すること。 ・農地及び農業施設の災害復旧に関すること。 ・被災農林業事業者に対する支援に関すること。 ・その他農林業全般に関すること。 ・商工観光施設の安全対策に関すること。 ・商工観光施設、事業所の被害調査に関すること。 ・観光客の安全確保、避難に関すること。 ・被災中小企業に対する支援に関すること。 ・その他商工観光業全般に関すること。 ・労働者福祉、雇用対策に関すること。 ・災害対策要員の確保に関すること。
建設班 < 建設課長 >	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、公共土木施設の安全対策に関すること。 ・公共施設の安全対策に関すること。 ・道路、河川、公共土木施設の応急復旧に関すること。 ・公共施設の応急復旧に関すること。 ・道路の占用、交通規制に関すること。 ・障害物除去対策に関すること。 ・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理に関すること。 ・建設資機材の確保対策に関すること。 ・上下水道施設の安全対策に関すること。 ・応急給水、水質調査に関すること。 ・その他、上下水道事業全般に関すること。
出納班 < 出納室長 >	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策に要する経費の出納に関すること。 ・義援金の受付、管理に関すること。 ・その他出納全般に関すること。 ・他班の応援に関すること。

班 名	分 掌 事 務
議会班 ＜議会事務局長＞	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の議会对応に関すること。 ・他班の応援に関すること。
教育班 ＜教育次長＞	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の安全対策に関すること。 ・児童生徒等の安全確保、避難に関すること。 ・教育施設、児童生徒の被害調査に関すること。 ・避難所の開設、運営の支援に関すること。 ・応急教育の実施、教職員、教材の確保に関すること。 ・その他教育行全般に関すること。 ・文化財の被害調査、応急対策に関すること。
公民館班 ＜公民館長＞	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全対策に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・他班の応援に関すること。
水と歴史の館班 ＜水と歴史の館館長＞	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全対策に関すること。 ・利用者の安全確保、避難に関すること。 ・他班の応援に関すること。
農業委員会班 ＜農業委員会事務局長＞	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業全般に関すること。 ・他班の応援に関すること。

※＜ ＞は各班長

第6 本部員会議の開催（総務班・全班）

本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部長、副本部長及び班長で構成する本部員会議を開催し、被害の防止及び災害応急対策上の重要な事項について、協議、決定する。本部員会議の主な協議内容は次のとおりである。

- ・ 気象情報、災害情報、被害情報、その他必要な情報の収集、伝達
- ・ 避難準備情報の提供、避難の勧告、指示
- ・ 消防、水防、その他応急措置の活動方針、活動の進捗状況の伝達
- ・ 被災者の救助、救護、その他の保護の状況
- ・ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ・ 施設、設備の応急復旧の方針、活動の進捗状況の伝達
- ・ 県災害対策本部への報告、要請、関連事項の協議
- ・ 自主防災組織、ボランティア等との連携に関する事項
- ・ その他必要な事項

第7 現地災害対策本部の設置（総務班・全班）

町内で局地的かつ甚大な災害が発生した場合、または発生するおそれがあり町長が必要と認める場合、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は、本部長の指命する職員で構成する。

第8 防災関係機関との連携（総務班・全班）

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置し、関係職員の派遣等を行う。県の現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

また、防災関係機関は、必要に応じて各機関に対策本部を設置し、応急対策を実施する。町は、これらの防災関係機関と連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

第9 災害対策本部の廃止（総務班・全班）

本部長は、町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき、または災害発生後において、災害応急対策措置がおおむね完了したと認められる時に災害対策本部を廃止する。廃止した場合は、県及び防災関係機関にその旨連絡する。

第3節 情報の収集・伝達

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害、被害等の情報を迅速かつ正確に把握・伝達し、的確に対応することが重要である。そのため、町防災関係機関は、迅速かつ的確に情報を収集・伝達する体制を整備する。

担当	総務班・仙南消防本部・白石警察署・県土木事務所
----	-------------------------

【資料 6-9】住民への情報伝達の流れ

第1 気象・地震情報の伝達（総務班）

気象に関する情報、地震に関する情報は、被害を軽減する上で非常に重要であるため、迅速かつ的確に伝達を行う。

1 仙台管区気象台が発表する防災気象情報等

仙台管区気象台は、気象業務法に基づき、警報・注意報等の防災気象情報を発表する。

仙台管区気象台は、消防法に基づき、県知事に対し、火災気象通報を行う。

【資料 6-1】気象業務法に基づき発表する気象警報・注意報等

2 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報

県土木事務所は、知事が指定した河川についての水防警報を発表する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及びはん濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長及び所轄警察署長に通報する。また、水防管理団体は、速やかに住民に通報する。

3 地震情報の発表

仙台管区気象台は、震度3以上の地震が発生した場合、震度速報、震源に関する情報を発表する。

4 気象警報等の伝達

仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により町等の関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知する。

5 土砂災害警戒情報の伝達

仙台管区気象台が発表する土砂災害警戒情報は、県民土砂災害相互連絡システム、町防災行政無線等を活用し、警戒区域周辺の要援護者施設、地域住民に伝達する。

第2 災害情報収集・伝達（総務班）

効果的に応急対策を実施するため、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 情報の収集

町は、防災行政無線及び消防無線等により情報を収集するとともに、町職員、消防団、自主防災組織等を通じて情報を収集する。

町職員及び防災関係機関職員等は、勤務時間外に災害が発生し非常招集する場合、登庁途中で情報を収集する。

県は、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して、町及び消防機関等からの被害情報を県出先機関（地方振興事務所）を経由して収集する。

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害状況等を速やかに情報収集する。

2 情報の伝達

町は、収集した情報を集約し、町職員、消防本部、消防団、防災関係機等に伝達するとともに、県に報告する。伝達・報告に当たっては、MIDORIにより行い、MIDORI使用不可の場合は県防災行政無線、県に連絡できない場合は直接消防庁に連絡する。

3 応急措置が完了した場合の報告

町は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、10日以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上、報告する。

第3 通信・放送施設の確保（総務班・消防本部・警察署）

通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じるため、町及び防災関係機関は、応急復旧、代替機能の確保に努める。

非常時の通信ルートは東北総合通信局、アマチュア無線局を活用する。

1 防災行政無線

防災行政無線は、有線電話が不通となった場合、最も有効な通信手段となるため、町は、災害発生後、直ちに通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設については、速やかに復旧を行う。

2 消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合においても、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど

必要な措置を講じる。

3 警察情報通信施設

警察は、災害発生後、直ちに通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設については、速やかに復旧を行う。

4 非常時の通信の確保

町は、防災行政無線等通信手段に支障が生じ、通信手段が必要な場合、東北総合通信局に連絡し、東北総合通信局による通信の確保、協力を要請する。

5 災害用伝言ダイヤル等の活用

町は、大規模な災害が発生し、一般加入電話がつながりにくい状況になった場合、一般住民の安否確認は、災害用伝言ダイヤル「171」等を活用するよう広報する。

災害発生時、その規模により NTT が提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件について NTT で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。

【資料 6-10】 災害用伝言ダイヤル等の利用方法

6 郵便関係の措置

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害救助法が適用され、必要と認められる場合、郵便はがき及び郵便書簡の交付、郵便料金の免除等の措置を実施する。

第4節 災害広報活動

町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、気象情報、避難所等の状況、安否情報等のその時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。なお、情報の提供に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努める。

担当	総務班・警察
----	--------

第1 広報活動の実施（総務班）

町は、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、広報する事項は次のとおりとする。

- ・災害対策本部設置に関する事項
- ・安否情報
- ・被害区域及び被害状況に関する情報
- ・避難所の開設状況に関する情報
- ・避難準備情報、避難勧告・指示に関する情報
- ・医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ・防疫に関する情報
- ・余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- ・ライフラインの被害状況に関する情報
- ・生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- ・民心安定のための情報
- ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ・道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等の情報
- ・自主防災組織に対する活動実施要請
- ・出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- ・ボランティアの受入に関すること
- ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- ・相談窓口の設置に関する情報
- ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- ・町ホームページへの掲載による広報

第2 広報手段の確保（総務班）

町は、迅速かつ的確な広報活動が実施できるよう、広報手段の確保に努める。広報手段は、状況に応じて、あらゆる広報媒体を利用する。

- ・ 同報無線、有線放送等による広報
- ・ 広報車による巡回広報
- ・ テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- ・ 広報紙による広報
- ・ 臨時チラシ、パンフレットによる広報
- ・ 自主防災組織を通じての連絡
- ・ ホームページによる広報

第3 防災関係機関の広報（警察、その他）

警察は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被害状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
- (4) 危険物の所在、爆発予防等二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 民心安定のための被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

その他の防災関係機関は、各々関係する情報について県民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。

さらに、必要事項については、随時、町災害対策本部にも連絡する。

第5節 災害救助法の適用

県は、大規模な災害が発生した場合、災害救助法を適用し、関係機関と連携し、飲料水・食品の給与、生活必需品の給与、医療・助産・救出活動等の災害救助法に定められた応急対策を総合的に実施する。町は災害救助法の適用が必要となった場合、迅速かつ円滑に手続きを行う。

担当	総務班
----	-----

【資料 4-1】 災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料 4-2】 被災世帯の算定基準

第1 災害救助法の適用基準（総務班）

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- ・町の住家滅失世帯数が 30 世帯以上の場合
- ・被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が 2,000 世帯以上であって、町の滅失世帯数が 15 世帯以上に達した場合
- ・県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000 世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）
- ・災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- ・多数の者が、生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合。
- ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- ・食品の給与等に特殊の補給方法または救出に特殊の技術を必要とする場合。

※滅失世帯は、全焼、全壊、流失等した世帯とし、住宅が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあたっては、滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。

第2 災害救助法の適用手続（総務班）

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。町は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

原則	災害発生日＝救助の開始日＝公示日
----	------------------

例外	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日＝被害等が判明した日

第3 救助の種類（総務班）

救助の種類は次のとおりである。

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・医療、助産
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬、死体の捜索、死体の処理
- ・障害物の除去

【資料 4-1】 災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料 4-2】 被災世帯の算定基準

第4 救助の実施の委任（総務班）

知事は、災害救助法第30条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第23条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- ・収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- ・炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・医療及び助産
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急処理
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の捜索及び処理
- ・障害物の除去

第6節 相互応援活動

大規模な災害が発生し、町及び関係機関が十分な応急対策活動の実施が困難な場合、応援協定を締結している市町村等に応援の要請を行う。また、応援協定を締結している市町村等から応援を要請された場合、支援等を行う。

担当	総務班・仙南地域広域行政事務組合消防本部・県・白石警察署
----	------------------------------

第1 市町村間の相互応援活動（総務班）

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求める。県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、または、他の市町村を応援すべきことを指示する。

1 個別相互応援協定による応援の要請

町は、災害時に係る相互の応援協定等を締結し、協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

2 全市町村相互応援協定による応援の要請

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、町は、県に応援要請を行い、県が調整し、必要な応援をする。

3 県への情報伝達

町が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

4 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

【資料 5-1】 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

【資料 5-2】 災害時における宮城県市町村相互応援協定実施要領

【資料 5-3】 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

5 北海道・東北8道県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

第2 消防機関の相互応援活動（総務班）

大規模災害発生時に、管内の消防力では災害防除が困難な場合には、消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めにより要請する。

【資料 5-4】 宮城県広域消防相互応援協定書

【資料 5-5】 宮城県広域航空消防応援協定書

【資料 5-6】 宮城県内航空消防応援協定書

【資料 5-7】 白石市・蔵王町・七ヶ宿町消防相互応援協定

【資料 5-8】 山形県上ノ山市・七ヶ宿町消防相互応援協定書

【資料 5-9】 山形県高島町・七ヶ宿町消防相互応援協定書

第3 緊急消防援助隊の応援活動（総務班）

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

1 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防機関は、迅速かつ的確に情報を収集し、県へ伝達する。

2 応援の要請

応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

第4 地域内の防災関係機関の応援協力（総務班）

町は、被害の状況等により、地域内の防災関係機関の応援協力が必要となった場合、協定等に基づき、協力を要請する。

【資料 5-10】 災害時医療救護に関する協定書

【資料 5-11】 災害時医療救護に関する協定書実施細則

【資料 5-12】 災害時における応急物資供給等の協力に関する協定書

第5 広域緊急援助隊の応援活動（白石警察署）

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、広域緊急援助隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。

第7節 自衛隊の災害派遣

大規模な災害が発生し、人命または財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

担当	総務班・出納班
----	---------

第1 災害派遣の要請（総務班）

自衛隊の派遣が必要な場合、町長は、知事に自衛隊の災害派遣を要請し、知事に依頼ができない場合は、直接自衛隊の指定部隊等の長に要請する。自衛隊指定部隊等の長は必要に応じて、自主派遣を行う。

大規模災害発生時、自衛隊は、県及び町災害対策本部等に連絡調整幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。連絡調整幹部等は、県及び町並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

1 派遣要請の手続

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、直接最寄りの指定部隊等の長に依頼し、町長は、速やかに知事にその旨を連絡する。なお、要請時に明らかにする事項は次のとおりである。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

【資料 5-14】自衛隊要請連絡先

【様式 1】自衛隊の災害派遣要請について

2 自衛隊の自主派遣

大規模災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

第2 災害派遣部隊の活動内容（総務班）

自衛隊の災害派遣部隊の任務、活動内容、権限については、おおむね次のとおりである。

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

自衛隊の災害派遣時に実施する救援活動は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、知事等の要請内容、部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
水防活動	土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動の支援	消防機関に協力し、消火に当たる
道路または水路の啓開	道路または水路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者または医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
援助物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町長、その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ・警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- ・他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ・現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- ・住民または現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- ・通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置を講じること。

第3 派遣部隊の受入体制（総務班）

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける町長等は、速やかに次の事項について処置し、災害派遣部隊の受入体制を整備する。

1 町の連絡調整者の決定

町長は、自衛隊の災害派遣部隊との連絡調整担当職員を定め、災害派遣活動が円滑に遂行するよう協力する。

2 情報等の提供

災害派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

3 資機材の提供

町は、災害派遣部隊の救援活動に必要となる資機材の速やかな調整、提供に努める。

4 宿舎等のあっせん

町は、災害派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。学校、公民館等を宿舎施設をあてる場合は、あらかじめその管理者等の承諾を得る。また、公園等を宿営地に指定する場合についても、同様とする。

5 臨時ヘリポートの指定

町は、臨時ヘリポート設置基準に従い、臨時ヘリポートを指定する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。また、離陸地点及びその周辺において運航上の障害となるおそれのある範囲への立ち入りの禁止、砂塵発生の防止のため、散水等の措置を講じるとともに、臨時ヘリポート設定基準に基づき、H記号、風向、風速が判定できる吹き流しの掲揚を行う。

【資料 11-6】 ヘリコプター臨時離発着場所

【資料 11-7】 臨時ヘリポート設置基準

第4 派遣部隊の撤収（総務班）

町長は、災害の救援活動が終了し、災害派遣の目的を達したとき、またはその必要がなくなったときは、県及び派遣部隊の長と協議し、県知事に対しその旨を報告し、派遣部隊の撤収を要請する。

撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

【様式2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

第5 経費の負担（総務班・出納班）

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度町長と派遣部隊の長等が協議して定める。

- ・ 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- ・ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上または修理費
- ・ 無作為による損害の補償
- ・ その他協議により決定したもの

第 8 節 避難・誘導対策

大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、住民の安全を確保するため、町及び防災関係機関は、避難の準備情報の提供、勧告または指示を行い、速やかに避難所の開設、避難誘導を行う。

担当	総務班・保健福祉班・税務班・白石警察署・消防団
----	-------------------------

第 1 避難の準備情報の提供、勧告または指示等（総務班）

災害により、人命の保護または被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、住民に対して、避難の準備情報の提供、勧告または指示等を行う。

1 実施権限

避難の準備情報の提供、勧告または指示を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められている。

区分	権限のある者	根拠法
避難の準備情報の提供、避難勧告または指示	町長	災害対策基本法第 60 条
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
	海上保安官	災害対策基本法第 61 条
	水防管理者	水防法第 29 条
	知事またはその命を受けた県職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第 94 条
警戒区域の設定権者	町長	災害対策基本法第 63 条
	警察官または海上保安官	災害対策基本法第 63 条
	水防団長、水防団員または消防機関に属する者	水防法第 21 条
	消防吏員または消防団員	消防法第 36 条
	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第 94 条 災害対策基本法第 63 条

2 避難の情報の提供、勧告または指示の周知

避難の措置を実施した場合、実施者は、防災関係機関である自主防災組織等と連携し、同報無線、広報車等を活用し、避難措置の理由、内容、避難先、避難経路、その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品等について、住民への周知徹底を図る。

また、実施者は、速やかに町、県、警察等、関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

第2 避難誘導（税務班・保健福祉班・警察署・消防団）

町職員、警察官、消防職員、自主防災組織リーダー等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先への円滑な誘導を行う。

誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ地区単位等の集団避難を行い、障害者、高齢者、幼児等の災害時要援護者の避難を優先して行う。

1 避難誘導時の留意事項

避難誘導においては、次の事項に留意して行う。

- ・各地区毎の避難誘導は、当該地区の自主防災組織が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長等及び地域防災リーダーとする。
- ・危険区域及び避難場所に町職員、消防団員、自主防災組織等を配置し、適切な避難誘導を行う。必要に応じ、白石警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
- ・避難誘導の呼びかけは、障害者、高齢者、幼児等の災害時要援護者を優先する。
- ・災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- ・病院等の入院患者、施設の高齢者等、自力で避難できない場合は、町の緊急車両により事前に協定を結んだ受入先の施設や避難所に移送する。

2 避難時の留意事項

避難誘導する者は、避難にあたり、次の事項を避難する住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気、電源の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要最小限のものにすること。
(食料、水筒、常備薬、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等)
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。
- ・車での避難は、災害時要援護者を除き極力避けること。

第3 避難所の開設及び運営（税務班・保健福祉班・自主防災組織）

町は、住民の安全を確保するため、避難所を設置する。避難所を設置した場合、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、円滑に避難所を運営する。

また、町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとし、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズ等の違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

そのため、円滑な避難所の運営を目的とした避難所運営計画の策定に努める。

1 避難所の設置

町は、災害のため被害を受けた者、受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するため、小・中学校の体育館等、あらかじめ定めた公共建物等に避難所を設置する。これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外にテント等を設置し対応する。

【資料 9-1】避難所場所

2 避難所開設の連絡

町は避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護する。また、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ・避難所開設の日時、及び場所
- ・箇所数及び収容員数
- ・開設期間の見込み

3 避難所の開設期間と費用

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

4 避難所の状況の把握

町は、避難所を設置した場合には、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し、必要な設備、備品を確保する。また、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

町は、避難者の状況を県に報告し、県は、避難所の管理運営について指導助言を行う。

5 避難所の責任者及び連絡員の指定

町は、避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の自主運営に努める。管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理

と収容者の保護にあたる。

6 避難長期化への対処

避難が長期化した場合、プライバシーの確保等に配慮するとともに、避難者が必要とする情報の提供に努める。また、町は、避難の長期化を見据えた避難所運営マニュアルを作成し、円滑に避難所を運営する。避難生活が長期化した際には次の事項に留意する。

- ・避難所における自治組織の結成、避難者による自主的な運営の促進
- ・災害時要援護者である高齢者、障害者、傷病人等への食料・生活必需品の配慮
- ・避難者のプライバシーの確保、避難者の実態、ニーズの把握
- ・長期化した際に必要となる設備、備品の確保

7 学校等が避難所となった場合の措置

学校が避難所となった場合、施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を教職員に指示する。

また、避難所の開設が長期となった場合、当該施設の管理者は、教育活動の早期再開に支障がないよう、期間、避難者の収容施設等について、町と協議する。

8 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、次の事項を定めた避難に関する要領をまとめ、児童生徒及び入園者等を安全に集団避難させる。

- ・避難実施責任者
- ・避難順位及び編成等
- ・避難責任者及び補助者
- ・避難の要領、措置、注意事項等

9 避難所における愛玩動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物の飼育について協議し、適正な飼育と環境衛生の維持に努める。

第9節 救急・救助活動

大規模な災害等により多数の要救助者が発生した場合、町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な救急・救助活動を実施し、十分な救急・救助活動が行えない場合は、県、関係機関に応援を要請する。また、自主防災組織及び住民は、町及び防災関係機関と協力し、積極的に救助活動を行う。

担当	保健福祉班・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織
----	---------------------------

第1 町の活動（保健福祉班）

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、消防機関、警察署と連携し、速やかに捜索、救出活動を行う。

1 救出隊の編成

町は、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整える。

2 救出活動

町は、警察署その他関係機関との緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見に努める。負傷者を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、「死体等の捜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。

3 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関に要請し、調達する。また、資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。

4 応援の要請

救出活動において、人員、機材等が不十分と思えるときは、県等に速やかに連絡し、応援を要請する。

5 救出の報告等

負傷者を救出した場合、遺体を発見した場合は、消防関係機関、警察署等に連絡するとともに、一般住民等からの情報についても適宜関係機関あてに伝達する。

第2 消防機関の活動（消防本部・消防団）

大規模災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、仙南地域広域行政事務組合消防本部は、医療機関、宮城県医師会、日本赤十字宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

救急・救助活動において、被害状況、医療機関の被災状況等の情報を早く正確に掌握することが、救命率向上の上で非常に重要となる。そのため、関係機関と情報交換を綿密に行い救急救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者まで様々であり、緊急度に応じた的確な判断と処置が要求されるため、救急救命士や高度救命処置用資機材を活用し、効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第3 警察活動（白石警察署、駐在所）

救出救助が必要な者を発見した場合、また同様の通報などがあった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出・救援活動を行う。また、被害状況により機動隊等災害警備部隊を出動させる。加えて、警察官及び応援機動部隊員により救出救助部を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動を行う。

第4 住民及び自主防災組織等の活動（自主防災組織）

住民及び自主防災組織等は、建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した場合、自らに危険が及ばない範囲で応急救急・救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。また、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは、町等に速やかに連絡する。さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第5 緊急消防援助隊の応援活動

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、大規模な災害時に管内の消防力及び県内の消防力応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月制定）の定めにより、知事に応援要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

1 情報の収集・伝達

大規模な災害が発生した場合、町及び仙南地域広域行政事務組合消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

町は、県を通じて出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、町は、次の措置をとる。

- (1) 災害状況の把握
- (2) 情報等の提供
- (3) 応援要請手続の実施

【資料 5-15】大規模災害（被災）時の緊急消防援助隊情報連絡（要請）体系図

第 10 節 医療救護活動

大規模な災害により多数の負傷者等が発生し、通常の医療活動体制での対応が困難となった場合、町及び医療機関は、関係機関との連携を図り、緊急的な対応を取り医療救護活動を実施する。

担当	保健福祉班・保健センター班・七ヶ宿町国保診療所・白石市医師会
----	--------------------------------

第 1 医療救護班の編成（保健福祉班・保健センター班）

大規模な災害が発生した場合の医療救護は、原則として医療救護班を編成して行う。町長は、医療救護活動を実施する必要がある場合、(社)白石市医師会の協力を得て医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成する。

【資料 10-1】医療機関

第 2 医療救護所の設置（保健福祉班・保健センター班）

町は、多数の傷病者が発生した場合等、被害の状況に応じて避難所等に医療救護所を設置して、医療活動を行う。医療救護所を開設した場合は、速やかに県に報告するとともに、住民に医療救護所開設の広報を行う。

【資料 10-4】医療救護所設置予定場所

第 3 医療救護活動の実施（保健福祉班・保健センター班）

町、医療関係機関は、相互に連携、協力し、被災者に対する医療救護活動を実施する。災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき、または上回ると予想されたときは、トリアージにより治療の優先順位を決定し、効率的な治療に努める。多数の傷病者により、医療救護活動に支障をきたす場合、町は知事に協力要請を行う。

第 4 医薬品等の調達（保健福祉班・保健センター班）

町は、災害時の医療活動で使用する医薬品、医療用資機材は、備蓄しているものを優先的に使用し、不足する場合は、町が日本赤十字社等関係機関からの提供、民間から調達により確保する。さらに不足する場合は、県に調達を要請する。

【資料 10-3】医薬品等の調達先

第5 負傷者の搬送（保健福祉班・保健センター班）

町内の医療機関、医療救護所で対応できない負傷者が発生した場合、町、医療機関、消防機関は、搬送先医療機関の受入体制を確認した上搬送する。仙南地域広域行政事務組合の救急車確保が困難な場合、県、民間輸送業者に対して負傷者の搬送を要請する。

第6 医療活動に関する広報（保健福祉班・保健センター班）

町は、医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関、医療救護所の設置状況等医療活動に関する情報を被災者、住民に対し広報する。

第 11 節 消防活動

火災等の災害が発生した場合、消防関係機関は、全機能を挙げて消防活動を実施し、被害の拡大、二次災害の防止に努める。また、大規模な災害により、消防能力が不足する場合、県、消防関係機関に応援の要請を行う。

また、住民、自主防災組織、事業所等は、被害の拡大を防止するため、出火の防止、初期消火に努める。

担当	消防本部・消防団・自主防災組織
----	-----------------

第 1 消火活動の基本（消防本部・消防団）

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

重要防ぎょ地区優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。
消火有効地域優先の原則	警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災優先の原則	大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたるものとする。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。
火災現場活動の原則	出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第 2 消防本部の活動（消防本部）

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防計画に基づき、効果的な消防活動を行う。

1 初期における情報の収集

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

2 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

第3 消防団の活動（消防団）

消防団は、火災が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部で定めている消防計画に基づき、消防長及び消防署長の指揮下に入り、消防隊または住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

1 出火警戒活動

火災等の発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

2 消火活動

災害等により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

3 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

4 避難誘導

避難の準備情報提供、勧告または指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

【資料 7-2】消防団組織及び装備

第4 事業所の活動（事業所）

事業所は、火災が発生した場合、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第5 自主防災組織の活動（自主防災組織）

自主防災組織は、地域の安全を確保するため、各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、火災が発生した場合は、消火器等を活用して初期消火に努め、消防機関に通報する。

第6 住民の活動（住民）

住民は、地震等の災害が発生した場合、ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。また、被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生防止に努める。

第 12 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

大規模な災害等により、住民が食料、飲料水及び生活必需品の確保が困難な場合、住民の基本的な生活を確保するため、町は、不足している物資等を的確に把握し、関係機関等との連携を図り、迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

担当	産業振興班・保健福祉班
----	-------------

第 1 食料（産業振興班・保健福祉班）

1 食料の調達・供給

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

2 米穀及び乾パン

（1）応急用米穀の調達

県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、東北農政局食糧部に対し通知するとともに、米穀卸売業者、米穀小売業者及び大型とう精場（以下「米穀卸売業者等」という。）保有の米穀を、県又は県の指定する者（県又は町が取扱者として指定した米穀小売業者等。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

（2）災害救助用米穀の調達

町は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡を受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、東北農政局消費・安全部地域課又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者（以下「倉庫責任者」という。）に対して直接引き渡すよう、文書により要請する。

（3）乾パンの調達

町の申請又は県が乾パンの供給の必要があると認める場合、県は必要な乾パンの数量等について、東北農政局食糧部に対し通知するとともに、東北農政局食糧部備蓄分（場合により自衛隊備蓄分）の乾パンを、県又は町に引き渡すよう要請する。

（4）応急用米穀の供給

県は、東北農政局食糧部から直接購入した応急用米穀を町に供給する。町は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

（5）災害救助用米穀の供給

県は、直接引渡され又は市町村が東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から引渡を受けた災害救助用米穀の全数量について、所定の価格により買い受ける。町は、県から供給を受け又は東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から直接供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給

する。町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

(6) 乾パンの供給

- (イ) 県は、東北農政局食糧部から直接購入した乾パンを町に供給する。
- (ロ) 町は、被災者及び災害救助活動従事者に乾パンを供給する。
- (ハ) 町は、供給を受けた乾パンの数量等について、県に報告する。

(7) 供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県及び東北農政局食糧部が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

1人あたりの供給数量は次のとおりとする。

り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

(8) 炊出しの実施

町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。炊出しの実施にあたっては、現場に現場責任者を配置し、自主防災組織、日赤七ヶ宿町分区等の協力を得て行う。

第2 飲料水（建設班）

町は、災害により、住民が飲料水を確保できない場合、応急給水により、飲料水の供給を行う。

1 給水期間

給水期間は、原則として、災害発生の日から7日間とする。ただし、必要に応じ期間の延長を行う。

2 給水量

災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3リットルとするが、復旧状況に応じて順次水量を増加する。

3 給水場所

応急給水の実施場所は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、避難所等における給水車等による運搬給水とし、その時間や場所について広報に努める。

4 給水資機材の調達

給水資機材は、地域内の業者とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け、町内で給水資機材を調達できない場合は、日本水道協会宮城県支部、知事または隣接市町村に対し、調達のあっせんを依頼する。

【資料 8-6】日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

5 補給用水源

応急給水において、飲料水が不足する場合、学校のプール等の水を浄化し補給用水源として活用する。

第3 生活必需品（産業振興班・保健福祉班）

町は、災害により、住民が生活必需品を確保できない場合、生活必需品の供給を行う。

1 支給品目

支給品目は次のとおりとする。

寝具・衣料類・炊事用具・食器・日用品・光熱材料・その他

2 生活必需品の調達

町は、民間団体との連携により、応急時に必要な生活必需品の調達を行う。町は、町及び周辺市町村が甚大な被害を受けたことにより、生活必需品の調達が困難な場合、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、国、その他の関係機関に協力を要請する。

3 物資の供給

町は、被災者等に対し、備蓄物資、民間団体等から確保した生活必需品の供給を行う。供給においては、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得ながら必要な数量、品目等を的確に把握し、できる限り過不足なく円滑に行う。

4 日本赤十字社宮城県支部七ヶ宿町分区の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、日用品セット、お見舞い品セットを必要に応じて、配分する。なお、配分にあたっては、市及び県、ボランティア等の協力も得ながら行う。

第4 義援物資の受入れ・配分（産業振興班・保健福祉班）

町は、県及び関係機関と調整を行い、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら、義援物資の受入れ、配分等を行う。

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入窓口の設置

義援物資の受入れが必要となる大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関は、相互に連携を図り、義援物資受入窓口を設置し、義援物資を受け入れる。

(2) 義援物資の把握

町は、関係機関と調整し、義援物資の保管先を定め、受け入れた義援物資の品目、数量等を把握し記録する。

(3) 義援物資の募集

町は、関係機関と調整し、報道機関等を通じて、義援物資の募集を行う。募集においては、できる限り義援物資の品目及び数量を事前に限定し、団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

2 義援物資の配分等

(1) 義援物資の仕分け

町は、迅速かつ適切に義援物資を配分できるよう、義援物資の集積場所を定め、義援物資の仕分けを行う。

(2) 必要数量の把握

町は、避難者等の情報を的確に収集し、必要な品目、数量を把握する。

(3) 義援物資の配送

義援物資の配送には、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業等に協力を要請する。

(4) 義援物資の配分

義援物資の配分は、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得ながら行う。町は、配分を行うボランティア等に必要な数量、品目等に関する情報を的確に提供する。また、配分においては、災害時要援護者に十分配慮する。

第13節 交通・輸送活動

大規模な災害により交通機関に混乱が発生した場合、交通規制等を実施し、緊急輸送路を確保するとともに、輸送体制を確立し、優先度の高い負傷者・病人の搬送、応急対策に必要な人員・物資の輸送等の緊急輸送活動を関係機関と連携し実施する。

担当	産業振興班・建設班
----	-----------

第1 緊急輸送の実施（総務班）

緊急輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、貨物自動車、乗合自動車、鉄道、ヘリコプター等、最も適切な方法により実施する。なお、緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第一段階	<ul style="list-style-type: none">・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資・消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な要員・医療機関へ搬送する負傷者等・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	<ul style="list-style-type: none">・第一段階の続行・食料、水等生命の維持に必要な物資・傷病者及び被災者の被災地外への輸送・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階	<ul style="list-style-type: none">・第二段階の続行・災害復旧に必要な人員及び物資・生活必需品

第2 車両等の確保（総務班・産業振興班・建設班）

緊急輸送に使用する車両は、町有車とするが、応急対策業務を遂行する上で、町有車が不足する場合は、公共公的団体車両、民間事業者車両、自家用自動車等を調達する。また、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

【資料 11-4】 町有車両

第3 受け入れ態勢の整備（総務班）

町は、必要に応じて県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時保管等のための受入拠点を定めるとともに、受け入れ窓口、備蓄倉庫等の必要な受け入れ態勢及び施設の確保に努める。

第4 交通規制（警察署・建設班）

警察は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

第5 緊急車両の確認（総務班）

緊急車両の確認を迅速、かつ、円滑に行うため、あらかじめ緊急通行の業務の実施責任者は、県公安委員会に事前に届出書を提出し、届出済証の交付を受けなければならない。県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

また、緊急車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ・ 車両番号標に標示されている番号
- ・ 車両の用途（輸送人員または品名）
- ・ 使用者の住所、氏名
- ・ 輸送日時
- ・ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ・ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

【様式3】緊急通行車両標章

第6 自動車運転者への周知

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- ・ 道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。
- ・ 速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- ・ 通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第7 障害物の除去（建設班）

道路管理者は、緊急輸送路の障害物の除去について、自ら行い、除去できない物がある場合は、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、町内の建設業者、団体との協定に基づいて実施する。

また、町として自ら応急復旧等に必要な人員・資機材の備蓄及び確保を行い、不足する場合に協定に基づいて実施する。

第8 ヘリコプターによる搬送（総務班）

救急・救助、医療活動において、優先度の高い負傷者・病人のヘリコプターによる搬送が必要なときは、県へ要請するとともに、ヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時のヘリポート及び場外離着陸場所を確保する。

【資料 11-6】ヘリコプター臨時離発着場所

【資料 11-7】臨時ヘリポート設置基準

第 14 節 公共土木施設等の応急復旧

道路をはじめとする公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動、災害時の応急対策活動において非常に重要な役割を果たすため、町及び防災関係機関は、公共土木施設の被害状況の把握、応急措置を実施し、応急復旧を図る。

担当	建設班・産業振興班・保健福祉班・県大河原土木事務所
----	---------------------------

第 1 道路施設（建設班）

道路管理者は、道路施設の被害を把握し、被害が発生した場合、応急復旧を実施する。

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めるとともに、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

イ 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

ロ 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧を行う。

ハ 道路管理者は、円滑な救援活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第 2 河川管理施設（建設班）

河川管理者は、災害発生時直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況を把握する。河川管理施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施するものとする。さらに、施設等の使用規制については、関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や

余震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第3 砂防・地すべり・治山関係施設（建設班）

施設管理者は、災害発生後に砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第4 ダム施設（建設班）

ダム管理者は、災害発生後、直ちにダムの臨時点検を実施する。また、二次災害の防止対策として、災害発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況等を把握する。ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに、被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

第5 公園施設（産業振興班）

公園施設管理者は、災害発生後、パトロール等により緊急点検を実施し、施設の安全を確保するとともに、被害等が発生した場合は、応急復旧を実施する。

第6 農地・農業施設（産業振興班）

町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、次の安全性の点検、応急復旧、管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 災害発生または災害発生直後における施設の点検、現地調査・ 被災状況の把握・ 被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事・ 災害応急対策上の拠点施設等、重要な施設の速やかな応急復旧・ 関係機関と密接な連絡による施設等の使用制限の実施 |
|--|

第7 廃棄物処理施設（保健福祉班）

仙南地域広域行政事務組合（角田衛生センター・仙南リサイクルセンター）は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

第 15 節 ライフライン施設等の応急復旧

災害により、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活、経済活動が低下し、応急対策の実施においても大きく影響するため、防災関係機関及びライフライン事業者は、相互に緊密な連携を図り、迅速な応急復旧活動に努める

担当	建設班・東北電力(株)・液化石油ガス販売事業者・(社)宮城県エルピーガス協会・東日本電信電話(株)
----	---

第 1 水道施設（建設班）

町は、水道施設の応急復旧及び飲料水の供給を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 被害の拡大防止

町は、災害時、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

2 応急復旧

町は、応急復旧に当たって速やかに応急復旧計画を作成し、備蓄資機材等を活用し、応急復旧活動を迅速に行う。なお、応急復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に応急復旧を行う。

3 応援の要請

町は、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等に不足が生じた場合は、県に対し、応援のあつせんを要請する。

県は、町から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省等に対して支援を要請する。

第 2 公共下水道施設（建設班）

町は、公共下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

下水道管理者は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査のうえ、下水排除機能の確保に努める。

第3 電力施設（電力事業者）

電気事業者は、電力施設の応急復旧及び電力供給を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 要員の確保

電気事業者は、供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集し、甚大な被害により要員が不足する場合は、区域外に応援を要請し、要員を確保する。

2 広報活動

電気事業者は、施設に被害が発生した場合、停電による社会不安を防止するため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 復旧資材の確保

電気事業者は、復旧に必要な資機材の予備、貯蔵等の在庫量を確認し、調達が必要な場合は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力からの融通等により対応する。

また、災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

復旧資材置場及び仮設用用地の確保が困難と思われる場合は、町の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

4 危険予防措置

電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

5 応急工事

電気事業者は、応急工事基準に基づき、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速、かつ、確実な復旧を行う。
通信設備	可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第4 ガス施設（ガス事業者）

ガス事業者等は、ガス施設の応急復旧及びガス供給を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

液化石油ガス販売事業者は、緊急資機材の完備を確認し、電話等により情報の収集を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行し、必要な措置を実施して二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(社)宮城県エルピーガス協会の各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた各設備の緊急点検等を実施する。その際、配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等の被害状況の把握に努め、(社)宮城県エルピーガス協会の各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者について情報を(社)宮城県エルピーガス協会の各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等について、(社)宮城県エルピーガス協会の各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

2 (社)宮城県エルピーガス協会

(社)宮城県エルピーガス協会は、各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努める。

3 町及び県

町及び県は、販売事業者及び(社)宮城県エルピーガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関の調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧について支援する。

4 関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部は、災害発生の防止または公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者及びガス事業者に対し必要な命令、禁止、その他の措置をとる。

第5 電信・電話施設（電気通信事業者）

電信・電話事業者は、電信・電話施設の応急復旧及び通話を確保するため、次の必要な応急措置を実施する。

1 復旧対策

通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

- ・ 応急復旧対策として、移動無線機の出動、臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
- ・ 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。
- ・ 広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。

2 ふくそうした場合の措置

通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- ・ 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行う。
- ・ 「102」により「非常扱い通話」または「緊急扱い通話」の申し込みを受けた場合は、優先的に接続を行い、重要通信を確保する。
- ・ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ・ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報または救護を求める内容を「115」により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。

3 被災地情報

NTTの有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。

第 16 節 応急住宅等の確保

災害により多くの住宅が被災した場合、被災者の生活の安定を図るため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を実施するとともに、公営住宅の活用を図る。

担当	建設班
----	-----

第 1 応急仮設住宅の建設（建設班）

町は、応急仮設住宅を建設するための用地を確保するとともに、県が応急仮設住宅を直接建設することが困難な場合、県からの委任を受け、町自ら応急仮設住宅を建設する。

建設場所の選定は、原則として町が行う。建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設用の候補地として、公園、公公有地を優先して確保する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできることとし、利用しようとしている土地の所有者との土地賃貸借契約を締結する。

第 2 建築資材の調達（建設班）

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、(社)プレハブ建築協会等関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

第 3 対象者及び入居予定者の選定（建設班）

町長は、次に掲げる被災者のうちから入居予定者の選考を行う。入居者の決定は、その職務を県より委託された場合を除き、知事が行う。

- ・住宅が全壊、全焼または流失したもので、現に居住する住宅がない者。
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者は、福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められるもの。(例えば、生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障害者・小企業者、これらに準ずる経済的弱者)
- ・災害時に、現実に町に居住している者（住所登録をしていない者を含む。）

第 4 公営住宅の活用等（建設班）

町は、被災者の生活を支援するため、既設公営住宅等に空き室がある場合、積極的に活用するとともに、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設等を行う。

第5 住宅の応急修理（建設班）

町は、災害により住宅が半焼または半壊の被害を受け、その応急処理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

対象	応急修理の対象は、半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。（具体的には、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障害者等）
修理の範囲	居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。
修理の期間	災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

第6 災害時要援護者への対策（建設班）

災害時要援護者の入居を考慮し、地域的な結びつきや近隣の状況をふまえた入居者の選定に努めるものとする。高齢者・障がい者等に対しては、車イス等の使用を考え、段差の処理、手すり等の補助具について考慮する。

第17節 ボランティア活動

大規模な災害が発生した場合、様々な応急対策を実施する上で、ボランティアによる活動は非常に重要である。そのため、七ヶ宿町社会福祉協議会等が中心となって、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの活動を支援・調整し、ボランティアニーズ活動が円滑に行われるよう努める。

担当	保健福祉班・七ヶ宿町社会福祉協議会・みやぎ災害ボランティアセンター・日本赤十字社宮城県支部
----	---

第1 災害ボランティアセンターの設置（保健福祉班）

ボランティアの受け入れ調整組織としては、七ヶ宿町社会福祉協議会が中心となって、NPO法人みやぎ災害ボランティアセンターと協働し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

1 七ヶ宿町災害ボランティアセンター

七ヶ宿町社会福祉協議会が中心となって、七ヶ宿町災害ボランティアセンターを設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

3 ボランティアセンター設置に関する支援

町は、町災害ボランティアセンター、県は、県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- ・災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供や貸与
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- ・職員の派遣（県は町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- ・被災状況についての情報提供
- ・その他必要な事項
- ・日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

第2 一般ボランティアとの連携（保健福祉班）

町及び関係機関は、ボランティアセンター等を活用し、一般ボランティアと連携し、円滑な応急活動を実施する。一般ボランティアの主な活動内容は次のとおりである。

- ・避難所の運営
- ・炊き出し、食料等の配布
- ・救援物資等の仕分け、輸送
- ・災害時要援護者等の介護補助
- ・清掃活動
- ・その他被災地での軽作業

第3 専門ボランティアとの連携（保健福祉班）

町は、県と連携し、専門ボランティアを受け入れ、円滑に組織的な専門ボランティアの活動ができるよう、必要な情報等の提供に努める。専門ボランティアによる主な活動は、次のとおりである。

- ・救護所等での医療、看護、保健予防
- ・被災宅地の応急危険度判定
- ・被災建築物の応急危険度判定
- ・砂防関係施設診断
- ・外国人のための通訳
- ・被災者へのメンタルヘルスケア
- ・災害時要援護者等への介護
- ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- ・その他専門的知識が必要な業務

第 18 節 災害時要援護者・外国人対策

大規模な災害が発生した場合、高齢者、障害者等の災害時要援護者及び外国人は被害を受けやすいため、町は、災害時要援護者支援マニュアルを作成するとともに、マニュアルをもとに必要な応急対策を速やかに実施し、災害時要援護者の安全を確保する。

担当	保健福祉班・産業振興班
----	-------------

第 1 高齢者・障害者等への対策（保健福祉班）

災害時には、要援護者と考えられる障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等（以下「災害時要援護者」という。）に加え、災害を契機に新たに災害時要援護者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行う。

1 社会福祉施設等在所者の安全確保

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、避難勧告の発令、施設の被災状況に応じ避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

2 社会福祉施設等以外の災害時要援護者の安全確保

町は、消防団による在宅の災害時要援護者の安否確認、所在確認を迅速に行うほか、施設の被災状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな災害時要援護者を把握する。

3 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

4 緊急援護

町は、関係機関と連携し、被災により災害時要援護者の受入れ可能な各社会福祉施設を把握する。町は、災害時要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を措置する。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

5 避難所での援護

町は、災害時要援護者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、ガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用

の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後の確保が難しい面もあるので、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。

町は、避難所の援護体制として、相談窓口を設置する。

第2 外国人支援対策（保健福祉班）

町は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、日本赤十字社等を通じて、外国から照会のある在日外国人の安否について回答する。また、在日外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

- ・把握している在住外国人の現状やニーズを基に、必要な対策を講じる。
- ・外国人の迅速な安否確認を行う。
- ・広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- ・災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- ・災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

第3 旅行者への対策（産業振興班）

町は、災害時の団体旅行者について、町内の宿泊施設等から情報を収集し、情報把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報の提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第 19 節 防疫・保健衛生活動

大規模な災害が発生し、避難生活が長期化した場合、生活環境の悪化した場合、被災者が感染症等の病原体に対する抵抗力が低下するおそれがあるため、防疫、予防接種等を実施し、感染症の流行の防止に努めるとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

担当	保健福祉課・保健センター
----	--------------

第 1 防疫活動の実施（保健福祉課・保健センター）

町は、町防疫班を編成し、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

- ・ 感染症予防のため健康調査、指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- ・ 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- ・ 必要に応じ、ねずみや昆虫等の駆除を行う。
- ・ 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。

第 2 支援の要請（保健福祉課・保健センター）

町は、町独自で防疫活動が困難な場合、県、周辺市町、関係機関に支援を要請する。県は、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

第 3 防疫用資器材等の確保（保健福祉課・保健センター）

町は、備蓄している防疫資機材、薬剤が不足する場合、県、周辺市町、関係機関に支援を要請する。防疫資機材、薬剤が不足する場合、他県や厚生労働省に要請する。

第 4 避難所における防疫措置（保健福祉課・保健センター）

避難所を開設した場合、町は、県の指導を得て、各避難所の自治組織の協力を得て、検疫、防疫消毒、集団給食の衛生管理、飲料水の管理、トイレその他施設内の衛生管理の防疫活動を重点的に実施し、避難者の健康管理を図る。

第 5 保健衛生活動の実施（保健福祉課・保健センター）

町は、保健師（1人以上）、栄養士（1人）から保健活動班を編成し、健康相談、健康調査、保健指導、メンタルケア等の保健活動を行う。

第6 健康調査・健康相談（保健福祉課・保健センター）

町は県と協力して、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者の心身双方の健康状態に配慮をし、保健指導及び健康相談を実施する。

第7 メンタルヘルスケア（保健福祉課・保健センター）

被災地、避難所においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があるため、町は県、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケア（精神保健相談）を実施する。

第8 栄養調査・栄養相談（保健福祉課・保健センター）

町は県と協力して、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

第9 食品衛生活動（保健福祉課・保健センター）

町は、県に対し、食品衛生監視員等の避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。

また、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要に応じて指導を依頼する。

第 20 節 愛玩動物の収容対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

担当	保健福祉班
----	-------

第 1 被災地域における動物の保護（保健福祉班）

町は、飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、県及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

第 2 避難所における動物の適正な飼育（保健福祉班）

町は、飼い主とともに避難所に避難した動物については、県及び動物愛護ボランティア、飼い主の協力のもとに動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第 21 節 死体等の捜索・処理・埋葬

大規模な災害による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの捜索、処理を速やかに行う。

担当	保健福祉班・白石警察署・仙南地域広域行政事務組合消防本部・消防団
----	----------------------------------

第 1 死体等の捜索（保健福祉班・警察署・消防本部・消防団）

町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

町は、警察と協力し、消防団、地域住民、団体等の協力を要請し、必要な資機材を借り上げ捜索を行う。

行方不明者の届出窓口は保健福祉課とする。また、同じ窓口で安否確認もできるよう情報の一元化（行方不明捜索願の申請者、誰が安否の確認をしたか等）を図る。

第 2 死体の検視（死体見分）・収容及び処理（保健福祉班・警察署）

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体の処理ができない場合に、警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、死体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。また、死体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。

警察は、警察官が発見した死体及び警察官等に届け出があった死体または変死体等について検視を行う。

町は、警察、消防等関係機関、医療機関と連携し、災害による死者数を把握するとともに、身元不明者においては、身元の判別に努める。

【資料 13-1】 死体の一時保存予定場所

【様式 4】 死体処理台帳

第 3 死体の火葬・埋葬（保健福祉班）

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

町は、被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

【資料 13-2】 火葬場

【資料 13-3】 埋葬予定場所

【様式 5】 埋葬台帳

第 22 節 廃棄物処理活動

大規模な災害が発生し、廃棄物処理施設に被害が発生した場合、各施設における処理機能の低下が予想されるとともに、建物の倒壊、流失等により多量の廃棄物が発生する。このような状況においても、できる限り、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

担当	建設班・保健福祉班
----	-----------

第 1 被害状況の把握（建設班・保健福祉班）

町は、一般廃棄物処理施設、下水道処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行う。

第 2 支援の要請（建設班・保健福祉班）

町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

第 3 ごみ処理（建設班・保健福祉班）

町は、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

第 4 災害廃棄物（建設班・保健福祉班）

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

第 5 し尿処理（建設班・保健福祉班）

町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮を行う。

また、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

第 6 事業者の処理責務（事業所）

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第 23 節 教育活動

教育委員会は、災害により教育施設が被災し、児童、生徒または幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒または幼児の教育対策、健康管理等の必要な措置を講じる。

担当	教育班・学校長
----	---------

第 1 避難措置（教育班・学校長）

学校長または園長等は、災害が発生した場合、町長が避難の準備情報の提供、勧告または指示を行った場合、児童・生徒・幼児の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

1 在校時の措置

学校長または園長等は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒、幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努め、必要に応じて、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

なお、遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに学校長へ状況を報告する。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。

第 2 学校施設等の応急措置（教育班・学校長）

学校長等は、施設が被災した場合、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第 3 教育の実施（教育班・学校長）

学校長は、被災の状況により授業が実施できないと判断した場合、速やかに、臨時休校の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、応急授業等が開始できるよう速やかに次の措置を講じる。

1 教育の実施場所の確保

教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公共施設を臨時の教育実施場所として活用するとともに、状況に応じて仮設校舎の構築を検討する。

2 教職員の確保

学校長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

3 教育の方法

学校長及び教育委員会は、災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

【資料 14-1】 学校施設

第 4 学用品等の調達（教育班・学校長）

町は、災害により学用品等を喪失またはき損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき、学用品等の給与に努める。

支給対象者	災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学に支障を生じている児童、生徒とする。
支給範囲	教科書及び教材（教育委員会に届け出または承認を受けて使用しているもの）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）、通学用品（運動靴、かさ、かばん、長靴等）とする。
支給の期限	教科書及び教材については、災害発生の日から 1 か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から 15 日以内とする。ただし、やむを得ない場合または特別な事情がある場合は、県に期間の延長を要請する。

第 5 給食（教育班・学校長）

町及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急復旧を行う。応急給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処するものとする。また、感染症の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第 6 避難場所・避難所になった場合の措置（教育班・学校長）

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合、町は、管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会、自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。

当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第7 災害応急対策への生徒の協力（教育班・学校長）

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第8 文化財の応急措置（教育班・学校長）

文化財の所有者または管理者は、文化財が被災した場合、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町または県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

町教育委員会は、速やかに、町指定文化財の被害の状況を把握し、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

【資料 14-2】 指定文化財

第 24 節 防災資機材及び労働力の確保

大規模な災害が発生し、防災資機材、労働力が不足した場合、町及び防災関係機関は、関係機関等に応援を要請し、防災資機材、労働力を調達し、円滑な応急対策を実施する。

担当	総務班・産業振興班・建設班
----	---------------

第 1 緊急使用のための調達

町は、建設業者等の協力を得て、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。

第 2 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- ・関係機関の常備労働者及び関係業者労働者の動員
- ・公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- ・他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- ・従事命令等による労働者等の強制動員

第 3 応援要請による技術者等の動員

町及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 職員派遣要請手続

町長が、指定行政機関または指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

2 職員のあっせん要求手続き

町長が、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県または他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ・派遣のあっせんに求める理由
- ・派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ・職員を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- ・医師、歯科医師または薬剤師
- ・保健師、助産師または看護師
- ・土木技術者または建築技術者
- ・大工、左官またはとび職
- ・土木業者または建築業者及びこれらの者の従事者
- ・鉄道事業者及びその従事者
- ・自動車運送業者及びその従事者
- ・船舶運送業者及びその従事者
- ・港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ・応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、または収容することが適当と認めるもの。
- ・応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

第5 労働の配分

各応急対策計画の実施担当者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人数、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、町災害対策本部に労働供給の要請を行う、

町災害対策本部は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人数を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第 25 節 応急公用負担等の実施

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

担当	総務班・消防本部・消防団・白石警察署・自衛隊
----	------------------------

第 1 応急公用負担等の権限（総務班・消防本部・消防団・警察署・自衛隊）

町長、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、消防職員、消防団員、知事の応急公用負担等の権限は次のとおりである。

1 町長

町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合、次の措置を取ることができる。また、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

- ・町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収容すること。
- ・災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。
- ・町の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

2 警察官・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

警察官・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長もしくはその職権の委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職員・消防団員

消防職員、消防団員は次の施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用または収用することができる。

- ・火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
- ・火災の現場付近にある者を、消化若しくは延焼の防止または人命の救助、その他の消防作業に従事させること。
- ・延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。（消防長、消防署長のみ）
- ・上記に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。（消防長、消防署長のみ）

4 知事

県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、または保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用または収用することができる。

- ・被害者の救援、救助その他保護に関すること。
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- ・施設及び設備の応急復旧に関すること。
- ・清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- ・犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること。
- ・緊急輸送の確保に関すること。
- ・その他災害発生の防ぎよまたは拡大防止のための措置に関すること。

5 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

第2 公用令書の交付（総務班）

従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋または物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者または管理者に対し、知事は、公用令書を交付して行わなければならない。

1 公用令書の記載事項

公用令書には、次の事項を記載しなければならない。

- ・公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ・当該処分の根拠となった法律の規定
- ・従事命令にあっては、従事すべき業務、場所及び期間
- ・保管命令にあっては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- ・施設等の管理、使用または収用にあっては、管理、使用または収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間または期日

2 公用令書の変更または取消

知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、または取消したときは、速やかに公用変更または公用取消令書を交付しなければならない。

第3 損失補償及び損害補償等（総務班）

知事は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償する。また、従事した者が、その原因により死亡、負傷、疾病、廃疾となったと場合、別に定めるところにより、その者またはその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

知事は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。

第 26 節 農林業の応急対策

大規模災害により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産肥料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶えによる施設園芸等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、町、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

担当	産業振興班・農業委員会班・施設管理者
----	--------------------

第 1 農業（産業振興班・農業委員会班）

1 活動体制

町長は災害対策本部活動要領に定めるもののほか、農業委員会及び農業関係機関、団体と協議し、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。

2 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

必要に応じて、農業協同組合等が保有する農業機械の確保について相互調整を行うとともに、不足が生じた場合は県に営農機材の購入あっせんを要請する。

(2) 営農用資機材

稲、麦、大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう、確保のための必要な対策を講じる。肥料、農薬、野菜種子、肥料等について、必要に応じて確保のため対策を講じる。

3 農作物に関する応急対策

(1) 水稲

用排水路、けい畔等が破損し、水不足が発生した場合、損壊個所の修復を行い用水の確保を図る。

また、軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として、補植、植え直し、土砂の撤去等を行う。

(2) 畑作物（野菜類）

ほ場の復元に努めるとともに、被害を受けた作物の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

(3) 果樹園

被害を受けた樹園地では、樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして、支柱で支える。

(4) 施設園芸

被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。保温期間中の温室、ビニールハウ

ス等の損壊が発生した場合は、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置して保温に努める。

また、暖房機を稼働させるための電源や給水源等の確保に努める。

4 畜産に関する応急対策

(1) 家畜の退避

倒壊の恐れのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。家畜の退避にあたっては、誘導する人間の安全確保に努める。

退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

(2) 飼料等の確保

関係機関等と連携し、家畜に必要な飼料、飼料運搬の運行路の確保に努める。倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止に留意する。また、近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。

(3) 酪農対策

発電機の調達などにより、搾乳機械用の電源を確保する。また、関係機関と連携し、必要に応じて牛乳の集乳、処理、輸送等を近隣の県等に要請し、牛乳出荷先を確保する。

5 家畜の伝染病の防疫及び死亡獣畜の処理

(1) 伝染病の発生の予防

家畜の伝染病の発生の予防、またはまん延を防止するため必要があると認められるときは、県に家畜の検査、注射または薬浴を要請する。なお、防疫措置として県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ次の措置を講じさせる。

- ・ 患畜または疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- ・ 殺処分または死体の焼却、埋却
- ・ 汚染物品の焼却等または畜舎等の消毒

(2) 死亡獣畜の処理

家畜の所有者は、家畜が伝染病により死亡した場合、死亡獣畜取扱場へ搬送する。死亡獣畜取扱場への搬送が不可能な場合は、県から死亡獣畜取扱場外埋却の許可等を受け、適正に処理する。

また、死亡獣畜が伝染病でない場合、家畜の所有者は、自らもしくは産業廃棄物収集運搬業者に委託して適正に処理する。

所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行うが、町で処理が困難な場合には、県に、必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第2 林業（産業振興班・農業委員会班）

林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

町は、地域における応急対策を実施するとともに、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第 27 節 相談活動

大規模な災害が発生した場合、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談が寄せられるため、防災関係機関と連携して相談活動の体制を整備し、住民の要望等に対応する。

担当	総務班・保健福祉班・保健センター班
----	-------------------

第 1 町の相談活動の内容（総務班・保健福祉班・保健センター班）

町は、関係機関と連携し、相談を受付け、できる限り親切な対応に努めるとともに、必要な場合は県の相談窓口を紹介する等、住民の相談や要望の解決を図る。

安否情報	安否情報は、同居の家族や町民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。
生活再建相談	生活再建のための経済援助、手続等として、り災証明書の発行、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等、倒壊家屋の処理、住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん、その他生活相談を実施する。
事業再建相談	事業再建のため、町、県及び国による支援事業として、中小企業関係融資、農業関係融資、その他融資制度についての相談及びあっせんを行う。
法律相談	被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。
医療相談	心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。
ライフライン相談	関係機関の協力を得て、ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
消費生活相談	県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て、契約、解約等に関するトラブル等の消費生活相談を実施する。

第 2 相談窓口の設置（総務班・保健福祉班・保健センター班）

町は、住民からの相談や要望に対応するため、相談窓口を設置する。なお、相談窓口を設置した場合は住民対し周知を行う。

第 28 節 社会秩序の維持活動

大規模な災害が発生した場合、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがあるため、県等の関係機関と連携し物価の監視を行う。また、流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため警備活動等の対策を講じる。

担当	総務班・産業振興班・白石警察署・自主防災組織
----	------------------------

第 1 物価の監視

町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域の商店、関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

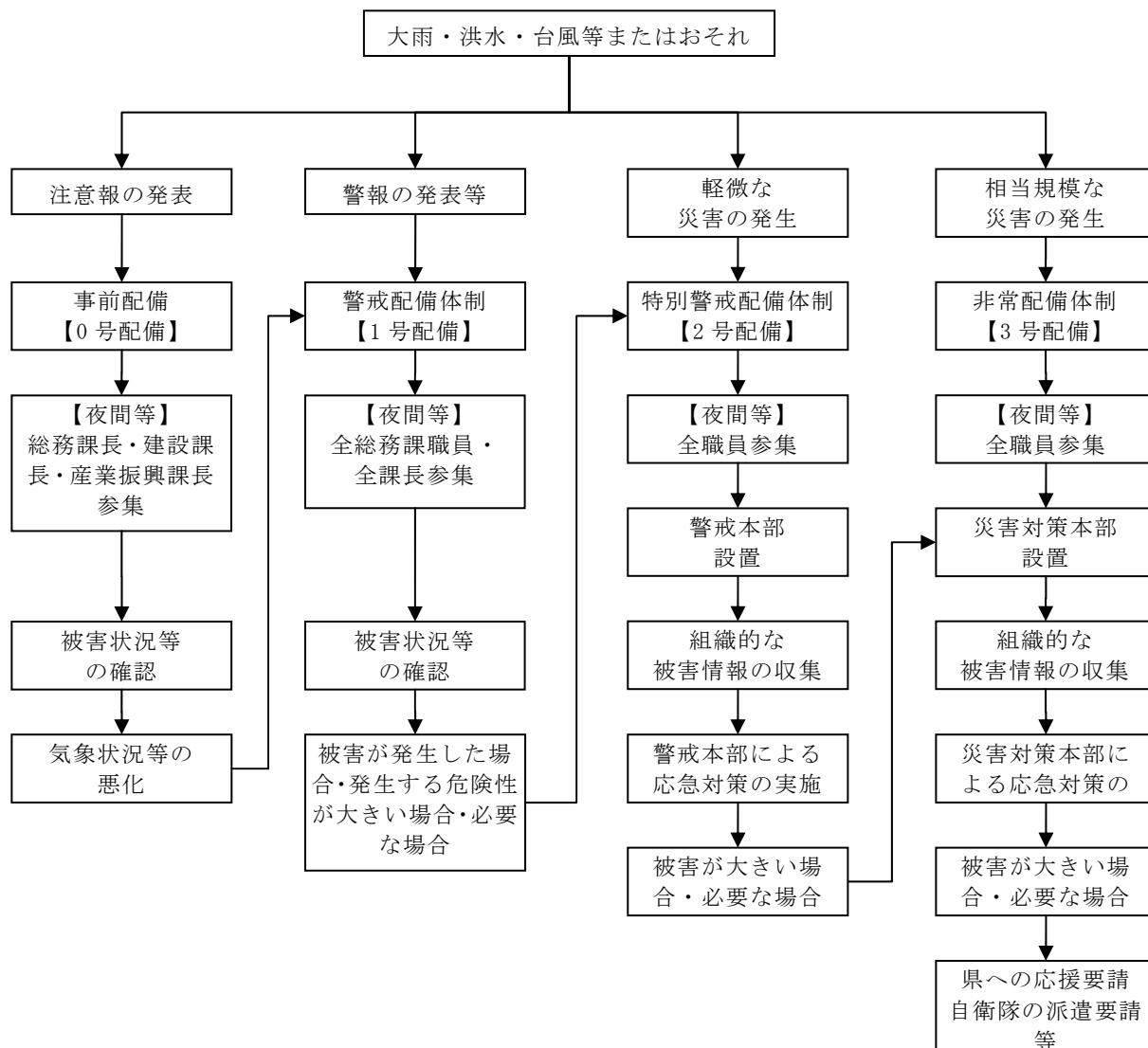
第 2 警備活動の実施

警察は、独自または自主防犯組織等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

第4章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

気象状況等により風水害が発生するおそれがある場合、発生した場合は、次の流れにより活動体制を確立し、応急対策を実施する。



【参照】第3章災害応急対策計画 第1節活動体制の確立

【参照】第3章災害応急対策計画 第2節災害対策本部の設置等

第2節 その他の応急対策

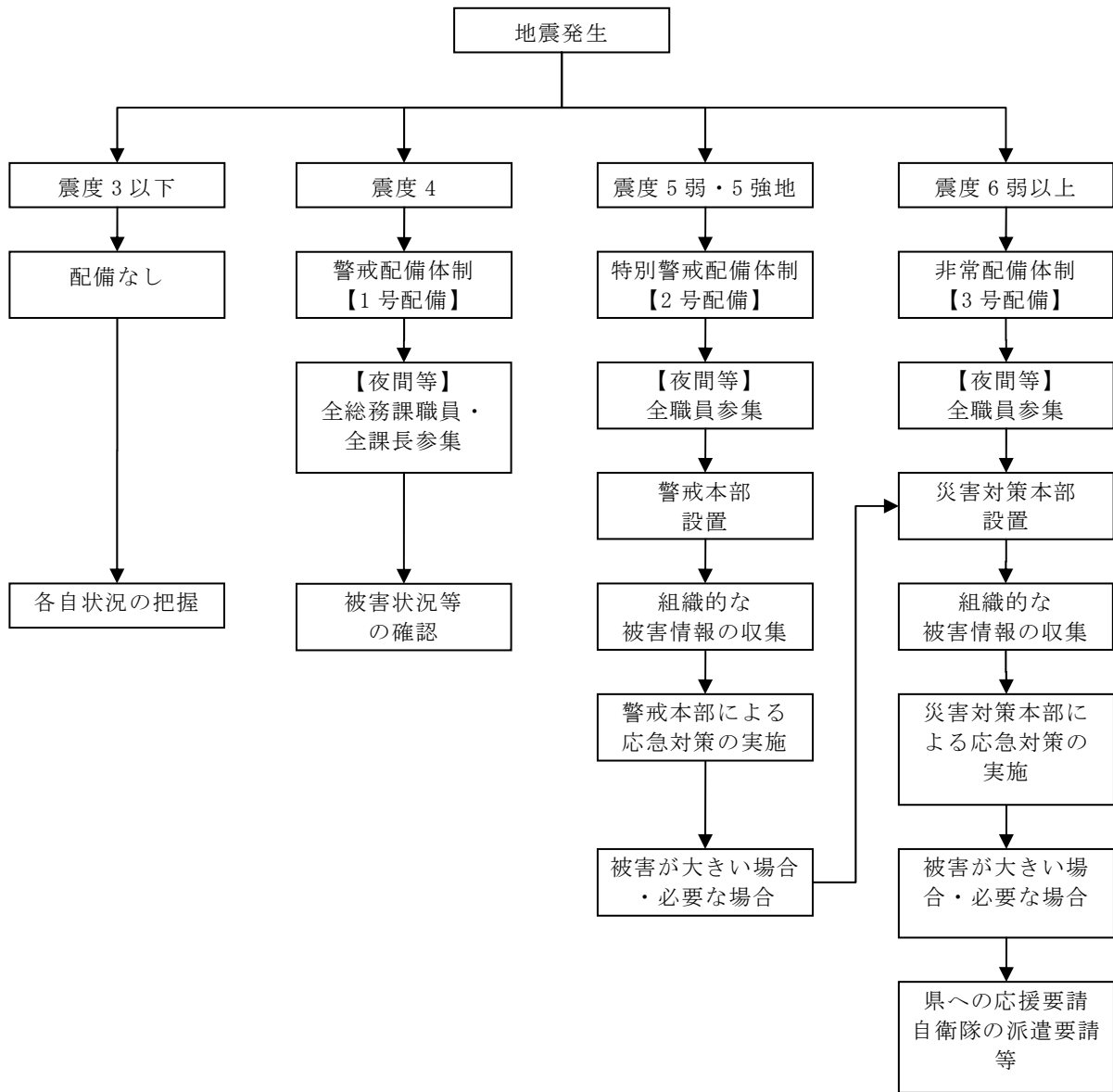
その他の応急対策については、第3章災害応急対策計画に準じて実施する。

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 災害対策本部の設置等
- 第3節 情報の収集・伝達
- 第4節 災害広報活動
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 相互応援活動
- 第7節 自衛隊の災害派遣
- 第8節 避難・誘導対策
- 第9節 救急・救助活動
- 第10節 医療救護活動
- 第11節 消防活動
- 第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動
- 第13節 交通・輸送活動
- 第14節 公共土木施設等の応急復旧
- 第15節 ライフライン施設等の応急復旧
- 第16節 応急住宅等の確保
- 第17節 ボランティア活動
- 第18節 災害時要援護者・外国人対策
- 第19節 防疫・保健衛生活動
- 第20節 死体等の捜索・処理・埋葬
- 第21節 廃棄物処理活動
- 第22節 教育活動
- 第23節 防災資機材及び労働力の確保
- 第24節 応急公用負担等の実施
- 第25節 農林業の応急対策
- 第26節 相談活動
- 第27節 社会秩序の維持活動

第5章 震災応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立

地震が発生した場合は、次の流れにより活動体制を確立し、応急対策を実施する。



【参照】第 3 章災害応急対策計画 第 1 節活動体制の確立

【参照】第 3 章災害応急対策計画 第 2 節災害対策本部の設置等

第2節 その他応急対策

その他の応急対策については、第3章災害応急対策計画に準じて実施する。

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 災害対策本部の設置等
- 第3節 情報の収集・伝達
- 第4節 災害広報活動
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 相互応援活動
- 第7節 自衛隊の災害派遣
- 第8節 避難・誘導対策
- 第9節 救急・救助活動
- 第10節 医療救護活動
- 第11節 消防活動
- 第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動
- 第13節 交通・輸送活動
- 第14節 公共土木施設等の応急復旧
- 第15節 ライフライン施設等の応急復旧
- 第16節 応急住宅等の確保
- 第17節 ボランティア活動
- 第18節 災害時要援護者・外国人対策
- 第19節 防疫・保健衛生活動
- 第20節 死体等の捜索・処理・埋葬
- 第21節 廃棄物処理活動
- 第22節 教育活動
- 第23節 防災資機材及び労働力の確保
- 第24節 応急公用負担等の実施
- 第25節 農林業の応急対策
- 第26節 相談活動
- 第27節 社会秩序の維持活動

第6章 その他災害・事故応急対策計画

第 1 節 林野火災応急対策

林野火災は、地理的な状況から消火が困難となる場合が多いため、町及び消防関係機関は、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかに情報を収集し、必要に応じて広域航空応援等の要請等を行う。

担当	総務課・仙南地域広域行政事務組合・消防本部・消防団
----	---------------------------

第 1 林野火災の警戒

町は、火災気象通報を受けた場合、または気象の状況が火災予防上危険であると認める場合、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等により実施する。

第 2 避難誘導

火災の拡大等により、住民の避難が必要となった場合、町は、消防団等と協力し、避難誘導を行う。

【参照】第 3 章災害応急対策計画 第 8 節 避難・誘導対策

第 3 火災通報及び連絡

消防本部は、火災を発見した者等から通報を受けた場合、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。また、県、森林管理署、警察署、地方振興事務所等の関係機関に連絡するとともに、地区住民及び入山者に対し広報する。

第 4 消防隊の編成及び出動

林野火災が発生した場合、消防本部、消防団、自主防災組織等の消防関係機関は、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。消防職員及び消防団員をもって消防隊を編成し、消防長または消防署長(以下「消防長等」という。)の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

第5 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合、消防長等は、現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。火災の区域が、二以上の市町または広域消防事務組合の区域にまたがる場合、本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努め、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

第6 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の状況が進展、拡大し、町の消防体制によっても防ぎょが困難である場合、協定締結市町村、県に応援要請を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第6節相互応援活動

第7 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合、自衛隊災害派遣要請を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第7節自衛隊の災害派遣

第8 災害対策本部の設置

火災の状況が進展、拡大し、町長が必要と判断した場合、町は災害対策本部を設置し、組織的な応急対策を実施する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第2節 災害対策本部の設置等

第9 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

第10 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第2節 火山災害応急対策

火山が噴火した場合、大規模な被害が発生するおそれがあるため、町及び消防関係機関は、関係機関と連携し、避難等の応急対策を行う。

担当	総務課・消防本部・消防団
----	--------------

第1 配備体制の確立

火山性異常が確認され、県から「噴火警報・噴火予報等」が伝達された場合、町は、警戒体制等、火山活動の事態に対応した配備をとり、避難誘導等の対応が迅速にできるよう、職員等を動員し体制を確立する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第1節活動体制の確立

【参照】第3章災害応急対策計画 第2節災害対策本部の設置等

第2 情報の収集伝達

町は、県、防災関係機関と連携し、火山に関する情報の収集を行い、消防団等の関係機関に伝達するとともに、住民、観光客等に必要な情報の伝達を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第3節情報の収集・伝達

第3 警戒区域の設定・避難勧告・避難指示

町は、噴火発生時または危険性が極めて高い場合、人的被害を防止するため、警戒区域の設定、避難勧告、避難指示等の措置を行う。

警戒区域の設定を行うにあたり、独自で判断できない場合、県に助言を求める。県は、必要に応じて大学、仙台管区気象台等から火山活動に関する助言を受け、関係市町村と協議する体制を確立する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第8節避難・誘導対策

第4 入山規制の実施

異常データが観測され、頻度が増加した場合、町は、注意喚起とともに入山規制を実施する。

入山規制の実施にあたり、独自で判断できない場合、県に助言を求める。県は、必要に応じて大学、仙台管区気象台等から火山活動に関する助言を受け、関係市町村と協議する体制を確立する。

第5 交通規制の実施

各種応急対策等に伴う緊急輸送を効果的に行うため、町、県及び警察は連携し、交通規制等の措置を実施する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第13節交通・輸送活動

第3節 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

担当	消防本部
----	------

第1 危険物施設

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ・危険物の流出または爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- ・施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・混触発火等による火災の防止措置
- ・初期消火活動
- ・タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施
- ・防災関係機関との連携活動

【資料 7-1】危険物関係施設

第2 高圧ガス施設

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業所は、災害発生後速やかに、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、指定事業所及び高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をし、迅速、かつ、適切な措置が講じられるよう調整指導・助言する。

【資料 8-5】液化石油ガス取扱施設

第4節 航空事故応急対策

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよまたは被害の軽減を図る。

担当	総務課・消防本部・消防団・警察署
----	------------------

第1 事故の通報

町が航空機事故の発生を知った場合、町へ住民等から通報を受けた場合、町は県及び関係機関に通報する。

第2 避難誘導

航空機事故により、住民の避難が必要となった場合、町は、消防団等と協力し、避難誘導を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第8節 避難・誘導対策

第3 消火活動

航空機事故により火災が発生した場合、町、県、消防関係機関は協力し、消火活動を実施する。なお、消火活動にあたっては、引火性が高い航空燃料等に十分留意し、二次被害の防止に努める。

【参照】第3章災害応急対策計画 第11節 消防活動

第4 救助活動

多数の負傷者が発生した場合、町、消防関係機関は、県、国、医療関係機関等と連携し、必要に応じて、救護所、被災者の収容所を設置し、救助活動を実施する。

【参照】第3章災害応急対策計画 第9節 救急・救助活動

第5 死体等の捜索・収容

多数の死傷者が発生した場合、町、消防関係機関は、県、国、自衛隊等と連携し、死体の捜索を行い、必要に応じて、死体の収容所を設置し、死体の収容を行う。

【参照】第3章災害応急対策計画 第21節 死体等の捜索・処理・埋葬

第6 災害対策本部の設置

多数の死傷者が発生する等、町長が必要と判断した場合、町は災害対策本部を設置し、組織的な応急対策を実施する。町災害対策本部は、県、国、航空事業者等の災害対策本部との連携を図り対応する。

【参照】 第3章災害応急対策計画 第2節 災害対策本部の設置等

第5節 道路災害応急対策

大規模な道路災害により負傷者等が発生した場合、道路の機能に著しく支障が生じた場合、道路管理者及び防災関係機関は、連携して、速やかな応急対策を講ずる。

担当	総務課・建設課・消防本部・消防団・警察署
----	----------------------

第1 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

また、維持管理委託業者等を指揮して、被害情報の収集に努める。

第2 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

第3 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、警察と連携し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

第4 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、警察と連携し、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第7章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画

大規模な災害により大きな被害を受けた場合、一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い町づくりの推進するため、災害復旧・復興計画を策定し、円滑な復旧・復興に努める。

担当	全課
----	----

第1 災害復旧計画の策定・実施

町は、災害復旧事業を効率的かつ効果的に実施するため、速やかに災害復旧に関する基本方針及び復旧計画を策定し、計画的な復旧事業を推進する。

1 基本方針

町は、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い町土づくりを基本とした改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し推進する。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画はおおむね次の計画とする。なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握する。

- ・公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設災害復旧事業計画
- ・都市災害復旧事業計画
- ・上、下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・学校教育施設災害復旧事業計画
- ・社会教育施設災害復旧事業計画
- ・復旧上必要な金融その他資金計画
- ・その他の計画

3 事業の実施

町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進め、実施において体制が不十分となる場合は応援要請等の措置を行う。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律等に基づき、一部負担または補助されるものは次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

第2 災害復興計画の策定・実施

町は、災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針を策定する。

2 復興計画の策定

町は、復興の基本方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。策定にあたっては、被災状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた計画を示す。

3 復興事業の実施

町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復興事業を早期に実施し、実施において体制等が不十分な場合は応援要請等の措置を行う。

第2節 生活再建支援

町及び防災関係機関は、連携し、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講じる。

担当	総務課・税務課・県福祉事務所・県・県社会福祉協議会・金融機関
----	--------------------------------

第1 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。</p> <p>①災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市区町村</p> <p>②10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>④①又は②の市町村を含む都道府県で、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤①～③の区域に隣接し、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p>
(2) 対象世帯	<p>①住宅が全壊した世帯</p> <p>②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③災害による危険な状況が継続し、居住不能な状態が長期にわたり継続している世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>

(3) 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)①に該当	解体 (2)②に該当	長期避難 (2)③に該当	大規模半壊 (2)④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

第2 居住安定支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。その主な内容は次のとおり。

適用災害	被災者生活再建支援制度に同じ。
対象世帯	<ul style="list-style-type: none">・住宅が全壊し、住宅再建または新築等をする世帯・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、または解体された世帯で、住宅再建または新築等をする世帯・住宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模である世帯で、住宅の補修をする世帯・住宅が全壊または半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する世帯

第3 資金の貸付け

町及び県は、被災者の生活の安定を確保するため、資金の貸付けを行う。

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、県の指導助言のもと、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

【資料 5-15】 災害援護資金の貸付制度

2 母子及び寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

【資料 15-6】 母子及び寡婦福祉資金の貸付制度

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金を予算の範囲内で貸し付ける。貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件のいずれにも適合する世帯であること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・生活福祉資金の借受に合わせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できと認められる世帯・独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯 |
|--|

【資料 15-7】 生活福祉資金の貸付制度

4 一般住宅復興資金の確保

町は、県、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第4 生活保護

県は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第5 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神または身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る)。

県は、町による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し、指導助言を行う。

【資料 15-1】七ヶ宿町災害弔慰金の支給等に関する条例

第6 り災証明の発行

町は、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を交付する。

第7 税負担等の軽減

県及び町は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税(料)の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の未納分及び納期未到来分の一部または全部を免除する。

県は、町による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

2 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

県は町による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導・助言を行う。

3 授業料の減免等

県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。また、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第8 応急金融対策

金融機関等は、関係機関と連携し、被災者の生活の安定を確保するため、応急金融対策を実施する。

1 通貨の供給の確保

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、日本銀行の職員を派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

2 非常金融措置

(1) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

- ・貯金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱を行うこと。
- ・被災者に対し、定期預金、定期積金等の中途解約または預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ・被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ・損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(2) 金融機関に関する広報

金融機関の営業、預貯金の便宜払い戻し措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引き替え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

3 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮して、郵便事業株式会社東北支社長は、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金（倍額保険金を含む。）及び保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

第9 雇用対策

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- ・ 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- ・ 被災者のための特別相談窓口等の設置
- ・ 雇用保険失業給付の特例支給
- ・ 雇用調整助成金の特例適用の要請
- ・ 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第3節 住宅復旧支援

県、町、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅復旧支援を行うとともに、町は、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

担当	総務課・建設課・住宅金融支援機構・金融機関
----	-----------------------

第1 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融支援機構、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第2 住宅の建設等

県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等または公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

県及び町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取または被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導を実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第4節 産業復興の支援

被災した中小企業者及び農林業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じる。

担当	産業振興課・県
----	---------

第1 中小企業金融対策

県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。

第2 農林業金融対策

県は、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、日本政策金融公庫農林水産事業資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

【資料 15-4】農林水産業の災害復旧に係る制度資金

第5節 都市基盤の復興対策

住民生活や都市機能等の復興を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン等の施設を早期に復旧し、災害に強い町土構築の都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

担当	総務課・建設課
----	---------

■実施機関

県、町（総務班、建設班）、関係機関等

第1 想定される計画内容例

都市基盤の復興においては、以下の項目が想定される。

主要交通施設の整備	道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
被災市街地の整備	面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
ライフラインの整備	各施設等の早期復旧と耐震性強化や緊急情報通信システムのネットワーク化の信頼性・安全性の向上
防災基盤の整備	河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ・配分

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

担当	総務課・出納室・日本赤十字社・指定金融機関
----	-----------------------

第1 受け入れ窓口の決定

県、町、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。各方面から直接町に寄せられた義援金品に対しては、庁舎内に受付窓口を決定し、報道機関等を通じ広く周知を図る。

第2 受入及び管理

県、町、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3 配分

県及び日本赤十字社宮城県支部等が受入れた義援金については「宮城県災害義援金募集配分委員会」が配分を決定する。同委員会は被害状況に応じて、被害市町村に配分する。

町は義援金配分委員会を設置し、町で受け付けた義援金と県の配分委員会から配分された義援金を合わせて、被災者に対し、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町の職員が行う。

第7節 激甚災害の指定

災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努めるとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を行う。

担当	総務課（総務班）・全課
----	-------------

第1 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査について協力をする。

県は、町の被害状況を検討の上激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

【資料 17-1】 激甚災害指定基準

【資料 17-2】 激甚災害の指定手順

第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受け場合、町は、速やかに関係調書を作成して県に提出し、県はこれを受けて手続きを行う。

第4 激甚災害に係る財政援助

激甚災害が発生した場合、次の財政措置を適用する。

○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設災害関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業

- ・感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - ・感染予防事業
 - ・堆積土砂排除事業等
 - ・たん水排除事業等
- 農林水産業に関する特別の助成
- ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業
 - ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - ・土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助
 - ・共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ・森林災害復旧事業に対する補助
 - ・治山施設災害復旧事業等に対する補助
- 中小企業に関する特別の助成
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ・中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- その他の財政援助及び助成
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ・町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ・母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - ・水防資機材費の補助の特例
 - ・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ・公共土木施設、公立学校施設、農地農業施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ・雇用保険法による求職者給付に関する特例

第 8 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第 1 節 総則

中央防災会議は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として、6 タイプの地震動に津波被害としての2 タイプを加えた8 タイプを想定している。宮城県は県全域が推進地域に指定されている。

地震動	<ul style="list-style-type: none">・ 択捉島沖の地震 (M8. 4)・ 色丹島沖の地震 (M8. 3)・ 根室沖・釧路沖の地震 (M8. 3)・ 十勝沖・釧路沖の地震 (M8. 2)・ 三陸沖北部の地震 (M8. 3)・ 宮城県沖の地震 (M7. 6)
津波被害	<ul style="list-style-type: none">・ 500 年間隔地震 (M8. 6)・ 明治三陸タイプ地震 (M8. 6)

第 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、七ヶ宿町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災関係機関が行う事務または業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、「第 1 章総則 第 2 節各機関の役割と業務大綱」に準ずる。

第2節 災害対策本部等の設置等

町は、地震が発生した場合、被害状況等、必要に応じて災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

なお、具体的な計画については、「第3章災害応急対策計画 第1節活動体制の確立」に準ずる。

第1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震または当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「七ヶ宿町災害対策本部条例」、「七ヶ宿町災害対策本部設置要綱」及び「七ヶ宿町災害対策本部活動要領」に定めるところによるものとする。

第3 災害応急対策要員の参集

町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、円滑に応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、「第3章災害応急対策計画 第3節情報の収集・伝達体制」に準じて実施する。なお、災害時は、通常使用している情報伝達網の寸断されることを想定し、複数の連絡経路、伝達手段を整備しておく。

第2 施設の緊急点検・巡視等

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を実施する。

第4 救助・救急・消火・医療活動

救急・救助活動については、「第3章災害応急対策計画 第9節救急・救助活動」に、消火活動については、「第3章災害応急対策計画 第11節消防活動」に、医療救護活動については、「第3章災害応急対策計画 第10節医療救護活動」に準ずる。

第5 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足を県に供給の要請を行う。

物資調達活動については、「第3章災害応急対策計画 第12節食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に準ずる。

第6 輸送活動

輸送活動については、「第3章災害応急対策計画 第13節交通・輸送活動」に準ずる。

第 7 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、「第 3 章災害応急対策計画 第 1 9 節防疫・保健衛生活動」に準ずる。

第 8 物資・資機材の手配

町は、「第 3 章災害応急対策計画 第 2 4 節防災資機材及び労働力の確保」に準じて、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保に努める。町は、区域内の居住者、観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、県に供給の要請を行う。

また、防災関係機関は、地震が発生した場合において、「七ヶ宿町地域防災計画」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第 9 人員の配備手配

町は、「第 3 章災害応急対策計画 第 1 節活動体制の確立」に定める配備体制により人員の配置を行い、人員の配備状況を県に報告する。

第 10 他機関に対する応援要請

町は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定に従い、応援を要請する。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1 建築物・構造物等の耐震化

建築物・構造物等の耐震化については、「第2章災害予防計画 第8節建築物等の安全化」に準ずる。

第2 避難地の整備

避難地の整備については、「第2章災害予防計画 第18節避難収容体制の整備」に準ずる。

第3 避難路の整備

避難路の整備については、「第2章災害予防計画 第18節避難収容体制の整備」に準ずる。

第4 消防用施設の整備

消防用施設の整備については、「第2章災害予防計画 第3節火災予防対策の推進」に準ずる。

第5 緊急輸送を確保するため必要な道路の整備

緊急輸送を確保するため必要な道路の整備については、「第2章災害予防計画 第17節緊急輸送体制の整備」に準ずる。

第6 通信施設の整備

通信施設の整備については、「第2章災害予防計画 第11節情報通信連絡網の整備」に準ずる。

第5節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、具体的な計画については、「第2章災害予防計画」に準ずる。

第1 防災訓練に関する指導・助言

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合、必要に応じて県に対し指導・助言を求める。

第2 実践的な訓練の実施

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。

さらに、避難誘導に支障をきたす冬季における訓練の実施についても考慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 要員参集訓練及び本部運営訓練・ 災害時要援護者等に対する避難誘導訓練・ 必要な情報（災害の状況、避難状況等）に関する県及び防災関係機関への伝達訓練・ 冬季における訓練の実施 |
|---|

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、具体的な計画については、「第2章災害予防計画 第25節防災知識の普及」に準ずる。

第1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項に関する必要な防災教育を実施する。

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する知識
- ・地震に関する一般的な知識
- ・地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ・職員等が果たすべき役割
- ・地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、次の事項を含む住民等に対する教育・広報を実施する。教育・広報は、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図るものとする。

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する知識
- ・地震に関する一般的な知識
- ・地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ・各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ・応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の転倒防止等の対策の内容
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

第3 児童・生徒等に対する教育・広報

児童・生徒等に対する教育・広報については、「第2章災害予防計画 第25節防災知識の普及」に準ずる。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

防災上重要な施設管理者に対する教育・広報については、「第2章災害予防計画 第5節危険物施設等災害予防対策の推進」に準ずる。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

自動車運転者に対する教育については、「第2章災害予防計画 第2.4節防災訓練の実施」に準ずる。

第6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

相談窓口の設置については、「第3章災害応急対策計画 第2.7節相談活動」に準ずる。